

委 員 会 録

- 名 称 予算特別委員会（１日目）
- 日 時 令和５年３月７日午前９時３０分から至午後３時５７分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 村山 一彦
委員 ８名 欠席 ０名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 泰正 副議長 岡田 勇
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 西田 絵美

令和 5 年和束町予算特別委員会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会にご参集いただき、ご苦労さまです。

初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第 9 条の規定によりまして、年長の岡田 勇委員に臨時委員長をお願いいたします。委員長と交代いたします。

○臨時委員長（岡田 勇君）

年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

ご協力のほどお願いをいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

畑 武志委員から遅刻の届けが出ております。

これより、予算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、私、岡田 勇を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、私、岡田 勇が委員長に当選いたしました。

ただいま委員長に当選しました、私、岡田 勇より就任のご挨拶をいたします。

本来、演台にてご挨拶をさせていただかなければなりませんが、腰の治療中であり、

移動にも困難を来すために、委員長席から失礼をいたします。

予算特別委員会委員長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは皆様方のご推挙をいただき、予算特別委員長に就任させていただきました。今期予算委員会は私たち委員の任期の最終の委員会であります。皆様のご協力の下、一生懸命努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

さて、令和５年度の予算につきましては、第５次総合計画に基づく総額６１億３，８００万円、前年度比較１３．９％増額の予算編成となっております。委員の皆様におかれましては、内容について住民の目線に立ち、活発に質疑を行っていただきたいと思います。

また、町長はじめ職員の皆様方におかれましても、明快なる答弁をお願いいたします。

２日間、スムーズな審議になりますようお願いを申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（岡田 勇君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に村山一彦委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、村山一彦委員が副委員長に当選されました。

村山一彦委員に、この旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案第２号から議案第８号まで、令和５年度和東町一般会計予算及び和東町各特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由については施政方針を本会議で述べられましたので、副町長及び担当課長から議案についての説明を求めます。

なお、説明に当たっては、議案書は款のみの数字にとどめ、事項別明細書については特に重要なもののみにとし、簡単明瞭に願います。

それでは、副町長から順次説明願います。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

皆さん、おはようございます。

2日間よろしく申し上げます。

それでは、私のほうから、皆さんのお手元に配られております令和5年度当初予算の概要と主要事項説明書に基づきまして説明させていただきたいと思います。

まず、1ページを開けていただきたいと思います。

会計別予算の総括を書いております。単位につきましては、千円と%ということになっております。

会計区分、令和5年度予算額、そして令和4年度予算額、比較増減額、増減率と、横に進ませていただきたいと思います。

まず、一般会計でございます。41億8,730万円、34億5,000万円、7億3,730万円で、21.4%の伸びとなっております。

次に、6特別会計でございます。総額で19億5,070万円、19億3,740万円、1,330万円。特別会計全体では0.7%の伸びとなっております。

次に、会計ごとでございます。

湯船財産区特別会計でございます。215万円、210万円、5万円、2.4%の伸びとなっております。

次に、国民健康保険特別会計でございます。7億1,990万円、6億7,120万円、4,870万円、7.3%の伸びとなっております。

中身としましては、事業勘定でございます。６億２，６３０万円、５億８，７００万円、３，９３０万円、６．７％の伸びとなっております。これにつきましては、一般被保険者療養給付費の負担金の増が主な要因でございます。

次に、直営診療所施設勘定でございます。９，３６０万円、８，４２０万円、９４０万円、１１．２％の伸びとなっております。これにつきましては、午後の診療収入、また健診等の受託収入を見込んでおります。これはコロナワクチンの接種等の関係の伸びとなっております。

簡易水道事業特別会計でございます。１億９，８９０万円、２億８７０万円、△９８０万円、△４．７％の減となっております。これにつきましては、公営企業会計の適用支援委託料が昨年度行っておりまして、その減によるものと人件費の減が主な要因でございます。

次に、下水道事業特別会計でございます。２億３，５６０万円、２億５，１３０万円、△１，５７０万円、△６．２％の減となっております。これにつきましては、下水道事業のストックマネジメント設計委託料の減が主な要因でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。７億９５５万円、７億２，２２０万円、△１，２６５万円でございます。△１．８％の減となっております。

中身ですけれども、保険事業勘定で７億２１０万円、７億１，５００万円、△１，２９０万円、△１．８％の減となっております。これにつきましては、保険給付費の減、特に施設介護サービス給付費の減が主な要因でございます。

次に、サービス勘定のほうでございます。７４５万円、７２０万円、２５万円、３．５％の伸びとなっております。これにつきましては、地域包括支援システムのリース料、ライセンスの更新が主な要因でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。８，４６０万円、８，１９０万円、２７０万円、３．３％の伸びとなっております。これにつきましては、後期高齢者医療広域連合負担金の増が主な要因でございます。

合計でございます。一般会計と特別会計と含めまして61億3,800万円、53億8,740万円、7億5,060万円、全体では13.9%の伸びとなっております。

次に、めくっていただきまして2ページでございます。

一般会計予算歳入歳出内訳であります。これにつきましては特徴のあるものだけ説明させていただきたいと思います。

まず、1款町税でございます。伸び率のみ報告させていただきます。2,420万8,000円、7.0%の伸びとなっております。これにつきましては、特に町民税の個人のほうの伸びと固定資産税、償却資産税の伸び、それと法人税の一部のみが入っております。トンネル事業の法人の方がここに住所を置いていただいておりますので、その関係も大きく影響しております。

次に、7款地方消費税交付金でございます。これにつきましては、府の見込み率の関係で、令和5年度につきましては△323万円、△4.2%の減を見込んでおります。

次に、9款環境性能割交付金につきましても同じでございます。大体、令和4年度の実績から見込んでるんですけども、△20%くらい落ちてくるだろうということで、△103万円の減ということで、△19.2%の減を見込んでおります。

次に、11款地方交付税でございます。全体では今年は△839万3,000円の減ということで、△0.5%の減を見込んでおります。これにつきましては、人口の救援補正措置がなされているわけですが、その激変緩和ということで、毎年少しずつ減っていくという関係でございます。低減の減率を見込んでおります。

次に、13款分担金及び負担金でございます。△529万2,000円ということで△7.5%の減ということになっております。これにつきましては、相楽東部広域連合職員人件費負担金の減が主な要因でございます。

次に、15款国庫支出金でございます。1,915万2,000円ということで、7.4%の伸びを見込んでおります。これにつきましては、石寺橋、また、デマンド交通

の事業がちょっと増えてきておりますので、その国庫補助金を見込んでおります。

次に、16款府支出金でございます。△1,373万5,000円の減ということで、△7.8%の減を見込んでおります。これにつきましては、電算の仮想化事業が一応終わりましたので、その関係の減が大きな要因でございます。

次に、19款繰入金でございます。1億4,908万7,000円、94.8%の伸びということで、令和5年度につきましては台帳からの繰入れ、また、地域福祉基金からの繰入れを大きく見込んでおりますので、その関係の伸びでございます。

次に、21款諸収入でございます。△2,931万7,000円ということで、△49.1%の減ということになっております。これにつきましては、町営住宅で昨年火災がございまして、その関係の諸収入が入ってたわけで、今年はその分がなくなっております。それが大きく影響しております。

22款町債でございます。6億550万円、135.7%の伸びということになっております。これにつきましては、総合保健福祉施設の整備事業が大きく影響しております。

次に、3ページでございます。

目的別の歳出でございます。これも主なものだけご紹介させていただきたいと思っております。

まず、2款総務費でございます。比較増減で2,186万4,000円の伸びということで、3.6%の伸びとなっております。総務費につきましては、選挙費の増とデマンド交通の関係の伸びが主な要因となっております。

次に、3款民生費でございます。7億6,454万6,000円、75.5%の伸びということで、先ほど触れましたように、総合保健福祉施設の事業が大きく影響しております。

次に、4款衛生費でございます。△1,364万3,000円、△2.8%の減ということになっております。これは先ほども触れましたように、相楽広域連合の負担金、

ごみ処理関係の減額が大きく影響しております。

次に、ちょっと飛ばさせていただきまして、7款土木費でございます。△5,345万5,000円、△15.5%の減ということになっております。今年も祝橋を一部組んでおりますけれども、大きくは祝橋整備事業がほぼ終わったことによります減が大きな影響でございます。

次に、8款消防費でございます。1,294万1,000円の7.1%の伸びということになっております。これにつきましては、地域防災計画災害業務の委託費と中部消防組合の負担金の増が主な要因となっております。

次に、11款公債費でございます。490万円、1.3%の伸びとなっております。これにつきましては、令和元年度分の償還金の開始が始まってまいりますので、その関係の伸びが主な要因でございます。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

これは性質別歳出の分析でございます。これも主なもののみ報告させていただきたいと思います。

まず、人件費全体で△1,867万9,000円の減となっております。率でいいますと△2.7%の減となっております。この中の主な要因は、(3)職員給料で△1,224万1,000円、△3.1%の減となっております。これにつきましては、期末手当の改正が行われておりますので、その関係の減が主な要因でございます。

次に、2番目の物件費でございます。9,429万9,000円、31.2%の伸びとなっております。これにつきましては、令和5年度は町営住宅解体事業を入れております。それと、デマンド交通の関係がこの物件費に入っておりますので、その関係の伸びが主な要因でございます。

次に、3番の維持補修費でございます。△3,034万4,000円、△83.2%の減となっております。これにつきましては、河川の浚渫の減額が大きな要因となっております。

次に、5番目の補助費等でございます。これにつきましては1,017万9,000円、1.3%の伸びとなっております。これにつきましては、町議会選挙の公費の負担が大きく影響しておりますのと中部消防組合負担金、先ほども触れましたが、その関係の伸びが大きな要因でございます。

6の普通建設事業費でございます。その中の単独事業を挙げております。これが7億694万6,000円、196.3%の伸びということで、これにつきましても先ほど触れましたように、総合保健福祉施設整備事業の関係でございます。

9番の積立金でございます。△648万5,000円、△39.7%の減ということで、これにつきましては、すこやかエンジェル基金の積立ての減額が主な要因でございます。

次に、5ページでございます。

これにつきましては当初予算の推移を表しております。左から令和5年度から平成31年度、令和元年度までの5年間の推移でございます。また、お目通しのほうをよろしく申し上げます。

次に、めくっていただきまして6ページでございます。

3番目の一般会計主要事項説明ということで、6つの郷づくりからの説明となっておりますので、よろしく申し上げます。

まず、1番として、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」ということで、全体で17億5,697万2,000円を組ませていただいております。その中の人権尊重社会の形成につきましては2,761万5,000円計上させていただいております。主なものとしましては、人権ふれあいセンター運営事業2,585万3,000円を計上させていただいております。

次に、地域福祉の推進ということで2,193万1,000円を計上しております。主な中身ですけれども、上から2つ目、社協職員設置事業1,835万4,000円が主な内容となっております。

次に、保健・医療体制の充実ということで１１億５，７７０万円組ませていただいております。特に大きなのは次ページの総合保健福祉施設整備事業１０億３，８８３万８，０００円計上させていただいております。次に、国民健康保険特別会計の繰り出しですけれども、４，２９１万９，０００円計上させていただいております。

次に、子育て支援の充実ということで１億９，０５２万７，０００円計上しております。その中で特に大きなものとしましては、保育所運営事業１億５１８万８，０００円計上させていただいております。もう一つは、いきいきこども館の運営で１，０９８万円計上しております。次ページをめくっていただきまして、同じ事業の中で児童手当の給付事業２，８９９万２，０００円計上しております。これが主な内容でございます。

次に、下の高齢者対策の充実でございます。２億３，２３４万３，０００円計上しております。主なものとしましては、介護保険特別会計保険事業勘定の繰り出しでございます。１億７６６万円計上させていただいております。

次の９ページをご覧いただきたいと思います。後期高齢者医療特別会計の繰り出しで２，８４９万３，０００円、同じく、後期高齢者療養給付事業で７，１０７万７，０００円計上させていただいております。

次に、９ページの一番下でございます。障がい者支援の充実ということで１億２，６８５万６，０００円計上させていただいております。次ページをご覧いただきたいと思います。主なものとしましては、障害者自立支援給付事業に１億２２６万６，０００円計上させていただいております。

次に、１０ページの２つ目として、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」ということで２億３，５１１万６，０００円計上させていただいております。主な中身としましては、学校教育の充実２億１，７７２万２，０００円ということで、これにつきましては東部連合の教育分の負担金と同額となっております。

次に、生涯学習の充実ということで７３９万４，０００円計上させていただいてお

ります。主なものとしましては、海洋センター管理事業で637万2,000円計上させていただいております。

次に、11ページでございます。

国内外の交流と国際化の対応ということで1,100万円。主なものにつきましては、農・観連携コミュニティ創生事業に600万円、大阪・関西万博のきょうとの力の創出・発信事業に500万円計上させていただいております。

歴史文化の保全と継承関係で500万円計上しております。主なものにつきましては、新規で文化庁京都移転文化創造・発信事業に300万円計上させていただいております。

3番目としまして、「自然と共生し、安心・安全な郷」ということで5億7,756万5,000円計上させていただいております。

防災・防犯体制の充実ということで1億9,419万7,000円計上しております。中身としましては、相楽中部消防組合の負担金1億4,152万1,000円、また消防団活動事業としまして3,834万5,000円計上させていただいております。

次に、めくっていただきまして、河川環境の整備でございます。18万9,000円ということで、治水・河川環境整備事業で同額を計上させていただいております。

次に、上・下水道の整備でございます。2億2,045万7,000円計上しております。中身としましては、簡易水道特別会計繰出金8,187万4,000円、下水道事業特別会計の繰出金1億3,177万3,000円が主な内容となっております。

次に、森林保全と治山・治水の関係でございます。1,229万3,000円計上させていただいております。主なものは13ページの森林経営管理事業720万3,000円が主な事業となっております。

次に、環境と共生した生活スタイルの確立ということで1億5,042万9,000円計上させていただいております。主な中身としましては、じん芥処理費で1億794万5,000円、また、し尿処理費のほうで2,855万8,000円計上させてい

ただいております。

次に、４番目でございます。「お茶観光を軸とした交流の郷」の事業で８，２３２万円を計上させていただいております。主な事業につきましては、農林業の振興で３，６３７万８，０００円、次ページをめくっていただきまして、農業次世代人材投資資金給付事業で６７６万１，０００円、ちょっと下になりますけれども、共同製茶等省力化推進事業で４８７万９，０００円、農業委員会設置事業の関係で３９２万４，０００円、そして一番下ですけれども、和東茶ブランド確立事業で４５０万円を計上させていただいております。

次に、１５ページをよろしく申し上げます。

活力を生み出す商工業の振興ということで、１，６２９万３，０００円計上させていただいております。主な中身としましては、商工会助成で５００万円、また、和東町雇用促進事業で８５７万円計上させていただいております。

次に、波及効果を高める観光・交流産業の展開ということで２，０１４万４，０００円計上させていただいております。主な中身ですけれども、観光案内所管理運営事業で４７０万５，０００円、また、景観保全事業の関係で５５２万５，０００円、交流ステーションの関係で３７５万２，０００円を計上させていただいております。

次に、１６ページをよろしく申し上げます。

新たな産業の創出で９５０万５，０００円でございます。主なものとしましては、空き家活用による新ビジネス創生事業３３０万５，０００円と和東茶産特産品開発事業４２０万円が主な内容となっております。

次に、５番目でございます。「快適で美しい環境の郷」ということで、全体で３億７，２６０万２，０００円を組ませていただいております。

主なものとしましては、まず、移住・定住促進と快適な住環境の整備ということで９，０３３万５，０００円を組んでおります。その中の主な事業としては、移住・定住促進事業で１，８６７万円計上させていただいております。次に、１７ページ、地域

おこし協力隊事業で1,296万1,000円、また、町営住宅管理事業で4,102万円、共同浴場運営事業で1,460万4,000円計上させていただいております。

次に、道路網の整備に2億1,281万3,000円計上しております。主なものとしましては、祝橋整備事業4,463万1,000円、また石寺橋整備事業1億1,013万1,000円、橋りょう長寿命化修繕事業で2,115万6,000円、また、町道中溝学校線改良事業で2,711万3,000円計上させていただいております。

次に、18ページをよろしく申し上げます。

公共交通システム充実ということで6,001万7,000円計上しております。まず、主なものですけれども、路線バス対策事業3,750万4,000円、これは奈良交通に単費分を出す分でございます。あと、新規で茶源郷乗合交通、デマンドバスの関係ですけれども、2,123万円計上させていただいております。

次に、公園・緑地の整備ということで943万7,000円計上しております。主なものにつきましては、和東運動公園管理事業713万1,000円計上しております。

次に、最後になりましたけれども、6番目の「住民と行政のパートナーシップによる郷」ということで1億5,332万8,000円計上しております。

まず、住民参画のまちづくり50万円、次ページですけれども、これにつきましては、和東町協働のまちづくり補助金としまして50万円計上させていただいております。

次に、情報システムの強化と公開の推進ということで7,637万4,000円計上しております。電子計算費で6,684万2,000円が主なものとなっております。

次に、効率的・効果的な行財政運営ということで4,508万9,000円計上しております。主なものにつきましては、戸籍電子化事業で1,632万2,000円、今年につきましては、その下2つ、府議会選挙で517万3,000円、町議会選挙で1,511万3,000円、新しく計上させていただいております。

最後、20ページになります。

広域行政の推進ということで3,136万5,000円計上しております。主なものにつきましては、相楽東部広域連合負担金（総務費・民生費分）2,436万4,000円計上させていただいております。

以上で、令和5年度の当初予算の概要と主要事項説明とさせていただきます。

この後、関係課長のほうから予算に関する説明を行いますので、引き続きましてよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

議案第2号

令和5年度和束町一般会計予算

令和5年度和束町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億8,730万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入。

款、金額の説明をさせていただきます。

1 款町税、3億7,191万6,000円。

2 款地方譲与税、3,639万9,000円。

3 款利子割交付金、12万9,000円。

4 款配当割交付金、349万7,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、235万1,000円。

6 款法人事業税交付金、527万2,000円。

7 款地方消費税交付金、7,455万9,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1,180万9,000円。

9 款環境性能割交付金、4 3 3 万 6, 0 0 0 円。

1 0 款地方特例交付金、9 0 万 3, 0 0 0 円。

1 1 款地方交付税、1 7 億 4, 9 6 3 万 2, 0 0 0 円。

1 2 款交通安全対策特別交付金、2 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金、6, 5 6 4 万 1, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料、2, 7 2 0 万 6, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金、2 億 7, 7 1 0 万円。

1 6 款府支出金、1 億 6, 2 7 9 万 5, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入、2 0 万円。

1 8 款寄付金、1, 0 0 0 円。

1 9 款繰入金、3 億 6 4 1 万円。

2 0 款繰越金、5 0 0 万円。

2 1 款諸収入、3, 0 3 4 万 4, 0 0 0 円。

2 2 款町債、1 0 億 5, 1 6 0 万円。

歳入合計 4 1 億 8, 7 3 0 万円でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、金額の順に説明申し上げます。

1 款議会費、5, 3 1 3 万 8, 0 0 0 円。

2 款総務費、6 億 2, 1 6 2 万 2, 0 0 0 円。

3 款民生費、1 7 億 7, 6 7 0 万 6, 0 0 0 円。

4 款衛生費、4 億 6, 7 4 5 万円。

5 款農林業費、1 億 2, 8 6 1 万 9, 0 0 0 円。

6 款商工費、3, 5 3 0 万 9, 0 0 0 円。

7 款土木費、2 億 9, 1 1 0 万 6, 0 0 0 円。

8 款消防費、1 億 9,619 万 1,000 円。

9 款教育費、2 億 1,772 万 2,000 円。

10 款災害復旧費、1,456 万 2,000 円。

11 款公債費、3 億 7,986 万 5,000 円。

12 款諸支出金、1 万円。

13 款予備費、500 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、第 2 表 債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に説明申し上げます。

総合保健福祉施設整備事業、令和 5 年度から令和 6 年度まで、8 億 3,326 万 2,000 円。

続きまして、第 3 表でございます。

第 3 表 地方債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、3,510 万円、証書借入れ又は証券発行。
年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

デマンド交通事業（過疎対策）、700 万円、記載の方法、利率、償還の方法につきましては先ほどと同様でございますので、以降、省略をさせていただきます。

茶源郷行政情報配信システム事業（過疎対策）、400 万円。

電気自動車整備事業（脱炭素化推進事業）、220 万円。

児童発達支援センター改修事業（過疎対策）、340万円。

総合保健福祉施設整備事業（過疎対策）、9億円。

祝橋整備事業（過疎対策）、2,140万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、3,920万円。

町道中溝学校線改良事業（過疎対策）、1,090万円。

1枚おめくりください。

橋梁補修事業（辺地対策）、420万円。

小型ポンプ付積載軽自動車（緊急防災・減災事業）、700万円。

災害復旧事業、560万円。

臨時財政対策債、1,160万円。

計、10億5,160万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和5年度和束町一般会計予算No.2に基づきまして説明を続けさせていただきます。

1ページから4ページまでは議案書と重複しますので省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主な予算計上の内容を説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1款町税、1項町民税、1目個人、令和5年度予算額1億2,827万4,000円でございます。

主な内容につきましては、1節現年課税分、均等割で589万1,000円、所得割で1億2,018万3,000円を計上させていただいております。

同款、同項、2目法人、令和5年度予算額が1,513万5,000円。

主な内容につきましては、1節現年課税分1,503万5,000円、均等割が1,285万3,000円、法人税割が218万2,000円計上させていただいております。

す。

同款、2項固定資産税、1目固定資産税、1億8,538万2,000円。

主な内容につきましては、1節現年課税分で土地で4,655万8,000円、家屋7,325万1,000円、償却資産6,157万3,000円を計上させていただいております。

同款、3項軽自動車税、2目種別割、2,084万5,000円。

こちらにつきましては、1節現年課税分でございます。2,054万5,000円計上させていただいております。

少しページは飛びますが、9ページ、10ページをお願いいたします。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、17億4,963万2,000円。

1節地方交付税といたしまして、普通交付税で15億9,963万2,000円、特別交付税で1億5,000万円計上させていただいております。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目総務費負担金、6,191万5,000円。

1節総務管理費負担金、内訳といたしまして、相楽東部広域連合職員人件費負担金5,691万5,000円、京都地方税機構派遣職員人件費負担金500万円を計上させていただいております。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料、980万5,000円。

このうち主な内容でございますが、2節住宅使用料727万8,000円。内訳といたしまして、町営住宅使用料628万2,000円が主なものでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、8,363万2,000円。

主な内容といたしまして、1節社会福祉費負担金6,379万2,000円、このう

ち国保基盤安定負担金で551万6,000円、障害者自立支援給付費負担金で5,120万円、低所得者保険料軽減負担金498万1,000円が主な内容でございます。また、54節児童手当国庫負担金で1,984万円を計上させていただいております。

同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3,563万3,000円。

主な内容といたしまして1節総務管理費補助金2,681万4,000円、このうち個人番号カード交付事務費補助金444万9,000円、めくっていただきまして、地方創生推進交付金、相楽東部3町村広域連携事業ほか計1,892万5,000円を計上させていただいております。

同款、同項、6目土木費国庫補助金、1億3,379万4,000円。

主な内容でございますが、2節住宅費補助金1,217万4,000円、こちらは社会資本整備総合交付金、住宅分でございます。

また、3節道路橋りょう費補助金で1億2,162万円、内訳といたしまして、橋りょう長寿命化修繕計画補助金1,222万6,000円、社会資本整備総合交付金、道路事業分といたしまして1,608万7,000円、道路局所管補助金、橋りょう事業でございますが、9,330万7,000円を計上させていただいております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、6,776万1,000円。

主な内容でございますが、1節社会福祉費負担金4,592万3,000円、このうち国保基盤安定負担金で1,678万6,000円、障害者自立支援給付費負担金で2,560万円を計上させていただいております。

また、3節の老人福祉負担金でございますが、1,729万8,000円、こちらは後期高齢者医療保険基盤安定負担金拠出分でございます。

同款、2項府補助金、1目総務費府補助金、1,646万7,000円。

主な内容でございますが、1節総務管理費補助金1,642万1,000円、このうち移住促進住宅整備事業費補助金270万円、結婚・子育て応援住宅総合支援事業費

補助金 200 万円、また、きょうと連携交付金といたしまして 3 事業 1,112 万 1,000 円を計上させていただいております。

同款、同項、2 目民生費府補助金で 3,419 万 2,000 円。

主な内容でございますが、1 節社会福祉費補助金 2,416 万 9,000 円、このうち老人医療給付で 300 万円、福祉医療給付、障害者事業分で 333 万 3,000 円、隣保館運営等事業費補助金で 682 万 9,000 円、きょうと連携交付金（総合保健福祉施設整備事業）で 450 万 3,000 円を計上させていただいております。

17 ページ、18 ページをお願いいたします。

同款、同項、4 目農林業費府補助金、2,870 万 7,000 円。

このうち主な内容でございますが、1 節農業費補助金で 2,587 万 6,000 円、農業委員会等補助金で 270 万 1,000 円、中山間地域等直接支払交付事業補助金で 286 万 1,000 円、共同製茶等省力化推進事業補助金で 443 万 5,000 円、農業次世代人材投資資金で 675 万円、きょうと連携交付金（地域循環型農業推進事業）で 460 万円を計上させていただいております。

同款、3 項委託金、1 目総務費委託金で 1,048 万 9,000 円。

主な内容でございますが、1 節徴税費委託金 508 万 8,000 円、こちらは個人府民税取扱費委託金でございます。

また、3 節選挙費委託金で 517 万 3,000 円、こちらは京都府議会議員選挙委託金が主な内容でございます。

19 ページ、20 ページをお願いいたします。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 億 3,352 万 9,000 円。

財政調整基金繰入金 1 億 3,352 万 9,000 円を計上させていただいております。

同款、同項、2 目減災基金繰入金、5,987 万円。減災基金繰入金 5,987 万円でございます。

同款、同項、５４目地域福祉基金繰入金、９，９２８万９，０００円。こちらは地域福祉基金繰入金といたしまして計上させていただいております。

また、同款、同項、５８目豊かな森を育てる基金繰入金、７２５万７，０００円。

豊かな森を育てる基金繰入金として計上させていただいております。

２１ページ、２２ページをお願いいたします。

２１款諸収入、４項雑入、１目雑入、２，９４４万円。

主な内容でございますが、２節雑入として２，４７４万円を、このうち雇用促進協議会事務費負担金で８５７万円、ゴミ袋代として４１３万２，０００円、京都府市町村振興協会市町村等交付金５１９万６，０００円を計上させていただいているところでございます。

２３ページ、２４ページをお願いいたします。

２２款町債、１項町債、１目総務債、４，６１０万円、１節総務管理債で過疎対策事業債（路線バス維持管理事業）３，５１０万円、同じく、過疎対策事業債（デマンド交通事業）７００万円、同じく、過疎対策事業債（茶源郷行政情報配信システム）４００万円を計上させていただいております。

同款、同項、２目民生債、９億５６０万円、１節社会福祉債で、内容といたしまして過疎対策事業債（総合保健福祉施設整備事業）９億円、脱炭素化推進事業債（電気自動車整備事業）２２０万円、過疎対策事業債（児童発達支援センター改修事業）３４０万円を計上させていただいております。

同款、同項、６目土木債、７，５７０万円、１節道路橋りょう債といたしまして過疎対策事業債（祝橋整備事業）２，１４０万円、同じく、過疎対策事業債（石寺橋整備事業）３，９２０万円、同じく、過疎対策事業債（町道中溝学校線改良事業）１，０９０万円が主な内容でございます。

同款、同項、１０目臨時財政対策債、１，１６０万円。こちらは臨時財政対策債として１，１６０万円を計上させていただいております。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時４０分まで休憩をいたします。

休憩（午前１０時２９分～午前１０時４０分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、説明を続けさせていただきます。

２５ページ、２６ページをお願いいたします。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

歳出につきましても、主な内容のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１款議会費、１項議会費、１目議会費、令和５年度予算額が５,３１３万８,０００円でございます。

主な内容といたしましては、議会議員人件費で３,３５９万７,０００円、また、議会職員人件費で１,５６１万８,０００円、議会運営諸経費で３９２万３,０００円、このうち需用費で印刷製本費が１０５万６,０００円、また委託料の議事録作成委託料で１３２万２,０００円計上させていただいております。

２７ページ、２８ページをお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、３億６,７００万５,０００円を計上させていただいております。

主な歳出の内容でございますが、特別職人件費で２,９３０万円、一般職人件費で１億３,３７４万４,０００円、また一般管理諸経費でございますが、４,６５６万６,０００円、このうち主な内容でございますが、共済費の社会保険料で４９０万５,０００円を、また需用費の光熱水費で５７５万７,０００円を、委託料でございますが、

委託料総額 2,197 万 6,000 円、このうち定期清掃・宿日直業務委託料で 469 万円、和束町例規集編集委託料で 368 万 5,000 円、情報セキュリティポリシー改定等支援業務委託料で 814 万円を、また備品購入費になりますが、輪転機の購入費用 457 万 9,000 円を計上させていただいております。

31 ページ、32 ページでございますが、電子計算費で 6,684 万 2,000 円、このうち主な内容でございますが、委託料のネットワークシステム構築委託料 1,712 万 7,000 円、電算ネットワーク保守委託料 653 万 9,000 円、電算仮想化基盤更新業務委託料 527 万 8,000 円、備品購入費の総合行政情報ネットワーク機器購入事業で 740 万 5,000 円を、ライセンス購入費で 462 万 9,000 円、負担金補助及び交付金になりますが、京都府町村会情報センター負担金 1,936 万 1,000 円を計上させていただいております。

また、相楽東部広域連合の人件費の負担金でございますが、5,691 万 5,000 円を計上させていただいているところでございます。

次に、33 ページ、34 ページをお願いいたします。併せまして、相楽東部広域連合事業費の負担金といたしまして 2,384 万 5,000 円を。

次に、同款、同項、2 目企画費でございますが、令和 5 年度予算額 6,158 万円計上させていただいております。

このうち主な内容でございますが、35 ページ、36 ページでございます。地域おこし協力隊事業費 3 名分 1,296 万 1,000 円を、移住・定住促進事業費として 1,867 万円を、このうち主な内容でございますが、移住・定住促進委託料で 300 万円を、また負担金補助及び交付金になりますが、子育て・三世代同居等応援住宅総合支援補助金で 520 万円、移住促進住宅整備事業補助金で 990 万円を計上させていただいております。

次に、37 ページ、38 ページでございますが、景観保全事業として 552 万 5,000 円計上させていただいております。主な内容でございますが、負担金補助及び

交付金で５４５万円を、このうちまちなみ修景事業補助金で５１０万円を計上させていただきます。

３９ページ、４０ページをお願いいたします。

新規事業になりますが、文化庁京都移転文化創造・発信事業で３００万円を計上させていただきます。主な内容でございますが、茶源郷茶文化発信業務委託料で２００万円を、また茶源郷和東景観シンポジウム開催会場設営・運営業務等委託料で７０万円を、大阪・関西万博きょうとの力創出・発信事業で５００万円を、この内容でございますが、委託料といたしまして、「茶の匠」からおもてなし事業委託料で３００万円を、和東町地域力推進協議会負担金として２００万円を計上させていただきます。

同款、同項、３目文書広報費でございます。１，４５６万４，０００円計上させていただきます。

主な内容でございますが、４１ページ、４２ページでございます。広報広聴事業人件費といたしまして５０３万２，０００円を、茶源郷行政情報配信システム維持管理事業といたしまして８８６万９，０００円を、このうち主な内訳でございますが、委託料の茶源郷行政情報配信システム保守業務委託料３１６万８，０００円、使用料及び賃借料になりますが、茶源郷行政情報配信システムサーバー使用料２３８万７，０００円が主なものでございます。

同款、同項、４目活性化対策費として１，１２４万７，０００円を予算計上させていただきます。

主な事業内容でございますが、４３ページ、４４ページでございます。

和東運動公園管理事業費として７１３万１，０００円を、また体験交流センター管理諸経費として２５４万５，０００円を計上させていただきます。

次に、少しページを飛ばさせてもらって、４７ページ、４８ページでございます。

同款、同項、１２目交通対策費で６，０４９万７，０００円計上させていただきます。

ります。

主な内容でございますが、路線バス対策諸経費として3,860万5,000円を、このうち負担金補助及び交付金といたしまして、路線バス運行維持補助金で3,750万4,000円を計上させていただいております。

次に、新規事業になりますが、茶源郷乗合交通生活お届け事業2,123万円、このうち主な内容でございますが、委託料の運行予約・受付案内業務委託料で185万3,000円、運行予約管理システム保守委託料で117万円、運行管理委託料で1,791万9,000円計上させていただいているところでございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

同款、2項、1目税務総務費で3,153万6,000円の予算を計上しております。

主な内容でございますが、一般職員人件費として2,196万1,000円を、税務総務諸経費として955万7,000円を計上させていただいておりますが、この主な内容でございますが、会計年度任用職員264万3,000円、負担金補助及び交付金といたしまして京都地方税機構負担金573万1,000円が主な内容でございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

同款、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費で1,222万3,000円計上させていただいております。

主な支出内訳でございますが、一般職員人件費で533万6,000円を、また個人番号カード交付事務事業費で444万9,000円を、53ページ、54ページをお願いいたします。コンビニ交付サービス事業費として165万3,000円計上させていただいているところでございます。

同款、同項、4目戸籍電算化事業費でございます。1,632万2,000円の予算計上でございます。

主な事業の内容でございますが、戸籍電子化事業諸経費で1,632万2,000円

を、このうち委託料といたしまして1,051万3,000円、この中で戸籍情報システム改修委託料856万9,000円、使用料及び賃借料といたしまして戸籍クラウド利用料555万8,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、55ページ、56ページをお願いいたします。

同款、4項選挙費、7目町議会議員選挙費で1,511万3,000円予算計上させていただいているところでございます。

主な内容でございますが、町議会議員選挙事務諸経費として1,401万2,000円を、このうち報酬といたしまして163万5,000円、めくっていただきまして、57ページ、58ページでございますが、ポスター掲示場設置・撤去委託料として111万5,000円を、負担金補助及び交付金になりますが、町議会議員選挙費公費負担金として888万6,000円の計上をさせていただいているところでございます。

次に、61ページ、62ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で13億579万8,000円を予算計上させていただいております。

主な支出の内容でございますが、一般職員人件費として7,005万9,000円を、また社会福祉総務諸経費として286万6,000円を、このうち備品購入費になりますが、軽貨物電気自動車の公用自動車購入費263万2,000円を、また社協職員設置事業費として社協職員設置事業補助金1,835万4,000円を計上させていただいているところでございます。

63ページ、64ページをお願いいたします。

また、福祉医療（障害者）事業費で711万2,000円を、このうち主な内容でございますが、扶助費の福祉医療（障害者）事業でございますが、699万円を、国保事業勘定繰出金事業費として4,291万9,000円を、65ページ、66ページをお願いいたします。障害者自立支援給付事業として1億226万6,000円を、

このうち主な内容でございますが、扶助費の障害者自立支援事業１億１５０万円、障害者地域生活支援事業として６４６万３，０００円を計上させていただいております。

６７ページ、６８ページでございます。

令和５年度の大きな事業になりますが、総合保健福祉施設整備事業として１０億３，８８３万８，０００円、予算を計上させていただいております。

主な内容でございますが、委託料の総合保健福祉施設整備設計業務委託料７００万円、総合保健福祉施設建築工事監理業務委託料１，１２２万円、備品購入等支援業務委託料で４３５万３，０００円、工事請負費になりますが、総合保健福祉施設整備工事といたしまして９億８，４４１万円、また、公有財産購入費として土地購入費２，２３４万４，０００円を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、３目老人福祉費でございます。２億３，３９７万７，０００円を計上しております。

このうち主な内容でございますが、老人福祉諸経費といたしまして４２１万１，０００円を、負担金補助及び交付金として山城病院組合負担金（介護老人保健施設事業）として４１７万６，０００円を、７１ページ、７２ページになりますが、老人福祉施設措置事業費として５２８万円を、高齢者介護予防等支援事業費といたしまして、委託料になりますが、４８０万円を、また、介護保険事業勘定特別会計繰出金といたしまして１億７６６万円を、介護保険サービス勘定特別会計繰出金として３４８万９，０００円を、また、後期高齢者療養給付費負担金といたしまして７，１０７万７，０００円を、後期高齢者医療特別会計繰出金として２，８４９万３，０００円を計上させていただいているところでございます。

７３ページ、７４ページでございますが、同款、同項、６目人権ふれあいセンター費で２，６７７万３，０００円を予算計上させていただいております。

主な支出内訳でございますが、一般職員人件費として２，２７４万２，０００円を、人権ふれあいセンター諸経費として３１１万１，０００円を予算計上させていただ

ているところでございます。

次に、７７ページ、７８ページをお願いいたします。

同款、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費で５,８７６万１,０００円の予算でございます。

主な支出の内訳でございますが、一般職員人件費といたしまして６１３万１,０００円を、７９ページ、８０ページになりますが、児童手当給付事業費といたしまして２,８９９万２,０００円を、福祉医療（ひとり親・子育て支援）事業費として１,１１８万円を、このうち扶助費のひとり親医療１６５万円、子育て支援医療、京都府事業分２９０万９,０００円、子育て支援医療、和束単独分でございますが、６２４万１,０００円を予算計上しております。８１ページ、８２ページをお願いいたします。併せまして、子育て応援給付金事業といたしまして３００万円を計上しております。こちらにつきましては、子育て応援給付金３００万円を計上しているところでございます。

同款、同項、３目保育所費で１億５５３万円の予算計上でございます。

主な支出内訳といたしまして、和束保育園職員人件費で６,９５６万６,０００円を、保育所費諸経費として３,５６２万２,０００円を、このうち会計年度任用職員の報酬で１,６４８万７,０００円を、需用費になりますが、需用費計の１,１８５万６,０００円、このうち大きな支出内容でございますが、光熱水費で３７３万円、賄材料費として６０６万６,０００円を計上させていただいているところでございます。

８３ページ、８４ページをお願いいたします。

同款、同項、４目いきいきこども館費、１,０９８万円を予算計上しております。

主な支出の内容でございますが、いきいきこども館運営諸経費といたしまして１,０９８万円、このうち会計年度任用職員の報酬７０３万４,０００円、職員の期末手当が主な内容でございます。

８５ページ、８６ページをお願いいたします。

同款、同項、５目放課後児童対策費で９５５万５,０００円の予算計上でございます。

主な支出内容でございますが、会計年度任用職員の報酬、職員の期末手当等でございます。

８７ページ、８８ページをお願いいたします。

同款、同項、６目子育て支援事業費、１,２３６万１,０００円。

主な支出内容でございますが、子育て支援センター人件費１,２０４万８,０００円でございます。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費で６,６３７万５,０００円の予算を計上させていただいております。

主な支出の内容でございますが、一般職員人件費で８７３万６,０００円を、８９ページ、９０ページになりますが、保健事業諸経費として３,０３８万円を、このうち負担金補助及び交付金で２,８２２万２,０００円、山城病院組合負担金２,６４７万４,０００円が主な支出内容でございます。また、国保直診勘定特別会計繰出金として２,７１０万９,０００円を計上させていただいております。

同款、同項、２目予防費で２,０６３万円、予算計上しております。

支出内容でございますが、予防諸経費として２,０６３万円を、このうち委託料になりますが、１,７３５万６,０００円、がん診査等検診委託料で８３２万８,０００円、予防接種等委託料で８５７万９,０００円、併せまして負担金補助及び交付金になりますが、１,７７万４,０００円、このうち小児インフルエンザ予防接種費用助成金１４８万円を計上させていただいております。

９１ページ、９２ページをお願いいたします。

同款、同項、４目環境衛生費で２億１,６８８万７,０００円の予算を計上させていただいております。

主な支出の内容でございますが、９３ページ、９４ページになります。

簡易水道事業特別会計繰出金で8,187万4,000円を、下水道事業特別会計繰出金として1億3,177万3,000円、予算を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、5目共同浴場費で1,460万4,000円でございます。

主な支出の内容でございますが共同浴場運営諸経費として1,460万4,000円を、このうち需用費で837万5,000円を、内訳といたしまして、燃料費で362万3,000円、光熱水費で378万円、また委託料になりますが、共同浴場管理業務委託料524万3,000円を計上させていただいているところでございます。

同款、2項清掃費、1目じん芥処理費で1億794万5,000円の予算計上でございます。

主な支出の内容でございますが、じん芥処理諸経費として同額の1億794万5,000円。主なものにつきましては、95ページ、96ページになりますが、負担金補助及び交付金、相楽東部広域連合負担金1億696万円でございます。

同款、同項、2目し尿処理費で3,541万円、計上させていただいております。

主な支出内容でございますが、し尿処理諸経費で2,855万8,000円を、このうち負担金補助及び交付金になりますが、相楽広域行政組合分担金、し尿処理事業1,975万9,000円、相楽広域行政組合負担金、し尿券861万8,000円を、また、合併処理浄化槽設置整備事業費として685万2,000円を計上させていただいております。

主な内容でございますが、負担金補助及び交付金で合併処理浄化槽設置整備事業補助金373万円、合併処理浄化槽維持管理事業補助金308万円を計上させていただいているところでございます。

97ページ、98ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、2目農業総務費、3,911万3,000円、予算を計上しております。

主な支出内容でございますが、一般職員人件費 3,754 万 7,000 円でございます。

99 ページ、100 ページでございます。

同款、同項、3 目農業振興費で 2,567 万 1,000 円の予算でございます。

主な支出内容につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業費として 385 万 6,000 円を、めくっていただきまして、101 ページ、102 ページになりますが、地域循環型農業推進事業委託料として 920 万円、農業次世代人材投資資金給付事業といたしまして負担金補助及び交付金になりますが、農業次世代人材投資資金給付事業費負担金として 675 万円の予算を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、4 目茶業振興費で 2,044 万 3,000 円の予算を計上させていただいております。

主な支出の内容でございますが、103 ページ、104 ページでございます。

共同製茶等省力化推進事業、共同製茶等省力化推進事業補助金といたしまして 487 万 9,000 円を、和東茶ブランド確立事業の地域ブランド確立事業委託料として 450 万円を、和東茶産特産品開発事業としまして委託料になりますが、和東茶産特産品開発事業委託料として 420 万円の予算を計上させていただいているところでございます。

105 ページ、106 ページをお願いいたします。

同款、2 項林業費、2 目林業振興費で 2,435 万 7,000 円の予算を計上させていただいているところでございます。

主な支出の内容でございますが、107 ページ、108 ページでございます。

湯船森林公園管理事業費といたしまして 216 万 2,000 円を、野生鳥獣被害統合対策事業費として 212 万 4,000 円を、豊かな森を育てる基金積立事業、こちらは積立金になりますが、豊かな森を育てる基金積立金で 972 万 8,000 円を、

森林経営管理事業として720万3,000円を、このうち委託料になりますが、森林経営管理事業業務委託料として716万8,000円が主な内容でございます。

109ページ、110ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で1,651万3,000円予算を計上させていただきます。

主な支出の内容でございますが、負担金補助及び交付金になりますが、相楽行政組合分担金（消費生活センター事業分）で172万3,000円、商工会助成金で500万円、和束町雇用促進協議会負担金として857万円を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、2目観光費、1,879万6,000円でございます。

このうち主な支出内容になりますが、111ページ、112ページをお願いいたします。

農・観連携コミュニティ創生事業費といたしまして委託料になりますが、農・観連携コミュニティ創生事業委託料600万円、グリーンスローモビリティ周遊観光事業費として239万1,000円、観光案内所運営事業費として委託料になりますが、観光案内所管理運営委託料470万5,000円を計上させていただきます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費で3,227万5,000円の予算計上でございます。

主な内容につきましては、職員人件費2,476万1,000円、また、113ページ、114ページになりますが、土木管理諸経費として711万4,000円、このうち主な支出につきましては、会計年度任用職員の報酬等でございます。

次に、115ページ、116ページをお願いいたします。

同款、同項、3目道路新設改良費で2億303万1,000円、予算計上させていただきます。

主な内容でございますが、橋りょう長寿命化修繕事業といたしまして2,115万

6,000円を、このうち委託料になりますが、橋りょう点検調査業務委託料で1,100万円、測量設計業務委託料で1,000万円、祝橋整備事業でございますが、4,463万1,000円を、主な内容につきましては、委託料の測量設計業務委託料350万円、使用料及び賃借料になりますが、リース料で450万円、工事請負費としまして2,800万円を、また、石寺橋整備事業でございますが、1億1,013万1,000円でございます。主な内容につきましては、委託料、測量設計業務委託料で5,000万円、工事請負費で6,000万円、町道中溝学校線改良事業で2,711万3,000円でございます。主な内容につきましては、委託料、測量設計業務委託料1,700万円、用地購入費1,000万円でございます。

同款、5項住宅費、1目住宅管理費、予算額が4,786万6,000円でございます。

主な支出の内容につきましては、一般職員人件費で684万6,000円を、119ページ、120ページになりますが、町内住宅管理事業費として4,102万円を、このうち主な支出でございますが、委託料として工事設計委託料200万円、工事請負費として3,500万円の予算を計上させていただいているところでございます。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、1億4,153万1,000円の予算でございます。

主な支出につきましては、負担金補助及び交付金になりますが、相楽中部消防組合負担金1億4,152万1,000円。

また、同款、同項、2目非常備消防費でございますが、3,834万5,000円。

主な支出につきましては、非常備消防人件費、消防団員の報酬809万5,000円、めくっていただきまして、121ページ、122ページでございますが、非常備消防諸経費として2,971万6,000円を、このうち退職報償金で450万円、費用弁償としまして576万円、備品購入費になりますが、小型動力ポンプ付積載軽消防自動車で704万円、負担金補助及び交付金になりますが、公務災害補償等共済掛

金で５８３万６，０００円を、消防団運営経費補助金として２１６万５，０００円の予算を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、５目災害対策費で１，６０２万３，０００円の予算計上でございます。

主な支出の内容でございますが、災害対策諸経費として９９３万１，０００円を、このうち委託料になりますが、地域防災計画策定業務委託料７５４万１，０００円が主な支出の内容でございます。

次に、９款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費で２億１，７７２万２，０００円の予算計上でございます。

こちらにつきましては、負担金補助及び交付金になりますが、相楽東部広域連合負担金でございます。

次に、少しページを飛ばしていただきまして、１２７ページ、１２８ページをお願いいたします。

１１款公債費、１項公債費、１目元金で３億７，０３８万２，０００円、町債償還元金として３億７，０３８万２，０００円の予算計上でございます。

また、同款、同項、２目利子といたしまして９４８万３，０００円を、こちらにつきましては、町債償還利子として８９８万３，０００円、予算を計上しているところでございます。

１２９ページから１３２ページにつきましては給与費明細をつけさせていただいております。また、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

次に、１３３ページでございます。

債務負担行為で令和６年度以降にわたるものについての令和４年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和５年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、限度額、令和４年度末までの支出（見込）額、令和５年度以降の支出予定額、左の財源内訳の順に説明をさせていただきます。

総合保健福祉施設整備事業、８億３，３２６万２，０００円、令和４年度末までの支

出済額はございません。令和５年度から令和６年度まで８億３,３２６万２,０００円の支出を予定しております。財源の内訳でございますが、特定財源といたしまして、地方債７億３,０５０万円、その他として１億２５７万４,０００円、一般財源で１億８,０００円でございます。

石寺橋整備事業、１億７,５００万円、令和４年度につきましては０円でございます。令和５年度から令和７年度まで１億７,５００万円の支出を予定しております。財源内訳でございますが、国府支出金で１億１,２６１万３,０００円、地方債で６,２３０万円、一般財源として８万７,０００円の予定でございます。

戸籍システムクラウド化事業、３,５９６万５,０００円、令和２年度から令和４年度まで支出の合計が２,２３２万３,０００円、令和５年度から令和６年度まで１,３６４万２,０００円支出を予定しております。こちらの財源につきましては、全て一般財源となっております。

１３４ページには地方債の令和３年度末における現在高並びに令和４年度末及び令和５年度末における現在高の見込みに関する調書をつけさせていただいております。後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

議案に戻っていただきまして、次に、議案第３号 令和５年度和束町湯船財産区特別会計予算につきまして説明を続けさせていただきます。

議案第３号

令和５年度和束町湯船財産区特別会計予算

令和５年度和束町湯船財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２１５万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和５年３月２日提出

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

款、金額の順に説明申し上げます。

1 款財産収入、1,000円。

3 款繰入金、177万5,000円。

4 款繰越金、20万円。

5 款諸収入、17万4,000円。

歳入合計、215万円でございます。

右のページになります。

続きまして、歳出でございます。

款、金額の順に説明いたします。

1 款管理会費、14万8,000円。

2 款総務費、180万2,000円。

4 款予備費、20万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書No.3、令和5年度和東町湯船財産区特別会計につきまして説明を続けます。

1ページから4ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、こちらにつきましても主な内容の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、177万5,000円。

こちらは湯船財産区の財政調整基金の繰入金でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、2 0 万円。

前年度の繰越金でございます。

5 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、1 7 万 3 , 0 0 0 円。

雑入でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

こちらにも主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 款管理会費、1 項管理会費、1 目管理会費、本年度予算額が 1 4 万 8 , 0 0 0 円を予算計上させていただきます。

内容につきましては、管理会運営費で 1 3 万 3 , 0 0 0 円でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、9 9 万 6 , 0 0 0 円の予算を計上しております。

主な支出の内容でございますが、一般管理諸経費の需用費といたしまして、光熱水費が 3 6 万 6 , 0 0 0 円。

同款、同項、2 目財産管理費でございますが、予算額が 8 0 万 6 , 0 0 0 円。

主な支出につきましては、委託料になりますが、山林保育委託料として 5 4 万 2 , 0 0 0 円を計上させていただいているところでございます。

なお、ほかの特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、議案第 4 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第 4 号

令和 5 年度和束町国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度和束町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 2,630 万円、
直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,360 万円と
定める。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと
の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高
額は、事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれ 5,000 万円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費
の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款
内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 3 月 2 日 提 出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算でございます。

款及び金額の説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 億 201 万円。

2 款使用料及び手数料、10 万円。

4 款府支出金、4 億 8,085 万 9,000 円。

5 款財産収入、1,000 円。

6 款繰入金、4,292 万円。

7 款繰越金、1,000 円。

8 款諸収入、40 万 9,000 円。

歳入合計、6 億 2,630 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、324 万 8,000 円。

2 款保険給付費、4 億 5,739 万 6,000 円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億 4,820 万 7,000 円。

4 款共同事業拠出金、1,000 円。

6 款保健事業費、1,200 万 6,000 円。

7 款基金積立金、1,000 円。

8 款公債費、3 万円。

9 款諸支出金、41 万 1,000 円。

10 款予備費、500 万円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、資料 No. 4、予算に関する説明書により説明を続けさせていただきます。

1 ページから 4 ページは議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

また、詳細は主なもののみにさせていただきます。

では、まず、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、本年度予算額の順に、主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1

億 2 0 0 万 7 , 0 0 0 円。主なものといたしまして、1 節医療給付費分現年課税分 5 , 9 7 6 万 1 , 0 0 0 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 2 , 3 2 0 万 1 , 0 0 0 円、3 節介護納付金分現年課税分 1 , 0 5 9 万 5 , 0 0 0 円でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、4 億 8 , 0 8 5 万 9 , 0 0 0 円。主なものといたしまして、1 節普通交付金 4 億 5 , 2 3 2 万 1 , 0 0 0 円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、6 款繰入金、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、1 , 8 7 0 万 4 , 0 0 0 円。主なものといたしまして、1 節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、同額でございます。

同款、同項、2 目保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、1 , 1 0 3 万 3 , 0 0 0 円でございます。主なものといたしまして、1 節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、同額でございます。

2 枚ページをおめくりいただきまして、1 1、1 2 ページをお願いいたします。

こちらは続きまして、歳出でございます。

歳出も主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 0 0 万 8 , 0 0 0 円。主なものといたしまして一般管理諸経費 2 0 0 万 8 , 0 0 0 円、そのうち共同電算処理手数料として 8 0 万 6 , 0 0 0 円でございます。

1 枚おめくりいただきまして、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、3 億 8 , 7 3 7 万円。主なものといたしまして、一般被保険者療養給付費負担金として同額でございます。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、6 , 0 0 0 万円。主なものといたしまして、一般被保険者高額療養負担金で同額でございます。

2 枚おめくりいただきまして、1 7 ページ、1 8 ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費

分、9,271万3,000円でございます。主なものといたしましては、一般被保険者医療給付費負担金で同額でございます。

同款、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3,973万5,000円でございます。こちらも主なものといたしましては、一般被保険者後期高齢者支援金等分の負担金として同額でございます。

同款、3項介護納付金分、1目介護納付金分、1,575万7,000円。こちらの主なものとしましても、介護納付金負担金として同額でございます。

3ページおめくりいただきまして、23ページ以降につきましては給与費明細を掲載させていただいております。後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上、令和5年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明とさせていただきます。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（細井隆則君）

続きまして、私の方から、議案第4号 令和5年度和束町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては先ほど税住民課長から説明がございましたので、私からは、第1表 歳入歳出予算からご説明申し上げます。

予算書をお開きいただきますようお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入でございます。

款及び金額を申し上げます。

1款診療収入、5,455万6,000円。

2款使用料及び手数料、27万円。

6 款繰越金、80 万円。

7 款繰入金、2,710 万9,000 円。

8 款財産収入、1,000 円。

9 款諸収入、1,086 万4,000 円。

歳入合計は9,360 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款及び金額を申し上げます。

1 款総務費、6,814 万9,000 円。

2 款医業費、2,509 万1,000 円。

3 款公債費、1 万3,000 円。

5 款予備費、34 万7,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和5年度和束町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）No.4によりご説明申し上げます。

1 ページから4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、主なもののみの説明とさせていただきます。

款、項、目、本年度予算額の順に申し上げます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入、1,200 万円。1 節現年度分でございます。

同款、同項、2 目社会保険診療収入、720 万円。こちらも1 節現年度分でございます。

同款、同項、4 目一部負担金収入、840 万円。こちらにつきましても1 節現年度分でございます。

同款、同項、5目その他の診療収入168万円。こちらにつきましても現年度分でございます。

同款、同項、7目後期高齢者医療保険診療報酬収入、2,520万円。こちらにつきましても1節現年度分でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、2,710万9,000円、1節一般会計繰入金でございます。

9款諸収入、めくっていただきまして、2項受託収入、1目検診等受託収入、1,066万3,000円でございます。1節検診等受託収入でございます。

続きまして、めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましても、主なもののみということで、款、項、目、本年度予算額の順に申し上げます。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、6,803万3,000円。

主なものといたしましては、職員人件費として4,402万4,000円、一般管理諸経費として2,400万9,000円でございます。そのうち主なものといたしましては、会計年度任用職員の報酬で878万円等でございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

2款医業費、1項医業費、3目医薬品衛生材料費、2,300万円、10節需用費で同額、医療材料費ということで同額でございます。

同款、同項、4目検査委託費、192万円、12節委託料で同額でございます。

15ページ以降に給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

以上、令和5年度和束町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩します。

休憩（午前１１時３７分～午後１時３０分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けますが、その前に、午前中に副町長から説明のありました令和５年度当初予算の概要と主要事項説明書について訂正の申出がありましたので、許可いたします。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

失礼します。

委員長の許可を得ましたので、先ほど私のほうからご説明申し上げました当初予算の概要と主要事項の中の説明に一部記載誤りがございますので、訂正させていただいて、おわび申し上げたいと思います。

１０ページから１１ページにかけてございます。

その中で私ちょっと詰まっておりましたけれども、１１ページの国内外の交流と国際化への対応、これは５００万円と上がっておりますが、下の２つの内訳を足してです、１，１００万円に訂正お願いしたいと思います。

あと、特定財源の内訳、２つ足します、５５０万円ということで訂正をお願いしたいと思います。

その他の２５０万円につきましても、同じく５５０万円に訂正をお願いいたします。

戻っていただきまして、１０ページの２番の生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷ということで、ここは総括になっておりますので、２億３，５１１万６，０００円を２億４，１１１万６，０００円に訂正をお願いしたいと思います。

財源内訳にしましても、国の５００万円を８００万円に、その他の財源で２億２，

930万5,000円を2億3,230万5,000円にご訂正をよろしく願います。

おわび申し上げたいと思います。以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長、説明。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計につきましての説明をさせていただきます。

議案書をお願いいたします。

議案第5号

令和5年度和束町簡易水道事業特別会計予算

令和5年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,890万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和5年3月2日提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚おめくりください。

第1表からにつきましては、他の予算と同様、款及び金額でご説明させていただきます。

歳入

1 款使用料及び手数料、1 億 8 6 9 万 2, 0 0 0 円。

2 款分担金及び負担金、1 2 2 万 6, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金、0 円。

5 款財産収入、1, 0 0 0 円。

6 款繰入金、8, 1 8 7 万 4, 0 0 0 円。

7 款繰越金、1 0 0 万円。

8 款諸収入、7, 0 0 0 円。

9 款町債、6 1 0 万円。

歳入合計、1 億 9, 8 9 0 万円。

歳出でございます。

1 款総務費、6, 6 5 3 万 5, 0 0 0 円。

2 款施設費、5 0 万円。

3 款公債費、1 億 3, 0 8 1 万 4, 0 0 0 円。

4 款基金積立金、1, 0 0 0 円。

5 款諸支出金、5 万円。

6 款予備費、1 0 0 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第2表 地方債。

起債の目的：公営企業会計適用債、限度額：6 1 0 万円、記載の方法：証書借入れ又は証券発行、利率：年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及

び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

それでは、予算の説明に移らせていただきます。

資料N o . 5 をお開きください。

4 ページまでは重複しますので、省略させていただきます。5 ページ以降、主なもののみ説明させていただきます。

まず、歳入。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料でございます。現年度分として1 億7 2 2 万円。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金として8, 1 8 7 万4, 0 0 0 円。

おめくりください。

9 款町債、1 項町債、1 目簡易水道事業債、1 節簡易水道事業債、現年度として公営企業会計適用債6 1 0 万円でございます。

おめくりください。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

主なものとして1 0 節需用費、一般管理諸経費、需用費としまして光熱水費6 0 8 万8, 0 0 0 円、修繕費（維持補修）で7 0 0 万円。

1 2 節委託料、総額2, 0 7 7 万9, 0 0 0 円。主なものとしましては、水道メーター交換業務委託料2 2 5 万5, 0 0 0 円、浄水場ろ過機等点検清掃業務委託料2 6 9 万円、中央監視システム等保守点検委託料3 2 7 万円、地方公営企業法適用支援委託として3 1 3 万5, 0 0 0 円でございます。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、2 2 節償還金、利子及び割引料としまして、
現年度 1 億 1,613 万 7,000 円、元金として償還を計画しております。

同じく、同項、2 目利子、2 2 節償還金、利子及び割引料として 1,467 万 7,000 円を計上しております。

以上が、水道会計でございます。

給与費明細及び町債の年度末調書につきましては、後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

それでは、議案書にお戻りください。

議案第 6 号

令和 5 年度和束町下水道事業特別会計予算

令和 5 年度和束町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 3,560 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 万円と定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりください。

こちらも款、金額でご説明させていただきます。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、780万円。

2 款使用料及び手数料、3,272万3,000円。

3 款国庫支出金、0円。

5 款繰入金、1億3,177万3,000円。

6 款繰越金、200万円。

7 款諸収入、4,000円。

8 款町債、6,130万円。

歳入合計、2億3,560万円。

歳出でございます。

1 款総務費、2,160万6,000円。

2 款管理費、5,873万2,000円。

3 款諸支出金、5万円。

4 款公債費、1億5,471万2,000円。

5 款予備費、50万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりください。

第2表 地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で読み上げさせていただきます。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、370万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方法で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定

するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

下水道事業（資本費平準化債）、5,150万円、起債の方法、利率、償還については同様でございます。

下水道事業（公営企業会計適用債）、610万円、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございます。

それでは、予算に関する説明No.6をお願いします。

こちらでも5ページ以降、主なもののみの説明とさせていただきます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、1節下水道使用料、現年度分としまして2,828万2,000円。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、現年度としまして1億3,177万3,000円。

おめくりください。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債、1節特定環境保全公共下水道債として6,130万円。内訳としましては、特定環境保全公共下水道事業債370万円、資本費平準化債5,150万円、公営企業会計適用債610万円でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託費、主なものとしまして、地方公営企業法適用支援業務委託料として319万円。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費、主なものとしまして、10節需用費、光熱水費で604万6,000円、委託料としまして処理場運転管理等委託料として2,651万円。

同款、同項、2目管渠管理費、14節工事請負費として主なものは、町道鷺峰山線祝橋架替工事に伴う下水道設備等工事として650万円。

おめくりください。

４款公債費、１項公債費、１目元金、２２節償還金、利子及び割引料として元金としまして、町債償還元金１億３,３７７万２,０００円。

同款、同項、２目利子としまして、２２節償還金、利子及び割引料としまして２,０９４万円となっております。

あと、給与費明細、残高につきましては、後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。

以上、Ｎｏ．５、Ｎｏ．６の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第７号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第７号

令和５年度和束町介護保険特別会計予算

令和５年度和束町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億２１０万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７４５万円と定める。

２ 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による保険事業勘定の一時借入金の借入れの最高額は、６,０００万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月2日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

款、金額の順に説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 億4,238 万円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款国庫支出金、1 億6,377 万5,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億8,362 万6,000 円。

5 款府支出金、1 億465 万円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、1 億766 万1,000 円。

8 款諸収入、5,000 円。

9 款繰越金、1,000 円。

歳入合計、7 億210 万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1,031 万6,000 円。

2 款保険給付費、6 億5,782 万2,000 円。

4 款地域支援事業費、3,281 万3,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円。

6 款公債費、5 万円。

7 款諸支出金、7 2 万円。

8 款予備費、3 7 万 8, 0 0 0 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 5 年度和束町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）、資料 N o . 7 をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは議案書と重複いたしますので、省略させていただきます。5 ページ、6 ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

主立ったもののみの説明とさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 億 4, 2 3 8 万円、1 節現年度分特別徴収保険料として 1 億 3, 7 5 8 万円、2 節現年度分普通徴収保険料といたしまして 4 5 5 万円でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 億 1, 3 9 2 万 2, 0 0 0 円、現年度分の介護給付費の負担金でございます。

同款、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、4, 1 3 6 万 8, 0 0 0 円、1 節現年度分の調整交付金全額でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1 億 7, 7 6 0 万 8, 0 0 0 円、現年度分介護給付費交付金全額でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、9, 9 8 6 万 5, 0 0 0 円、現年度分の介護給付費の負担金全額でございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、8, 2 2 2 万 5, 0 0 0 円、介護給付費の繰入金 8, 2 2 2 万 5, 0 0 0 円全額でございます。

続きまして、1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

こちらにつきましても主立ったもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費、3 3 6 万 2 , 0 0 0 円。

これにつきましては、認定調査等事業費といたしまして、会計年度任用職員の報酬 1 5 9 万 6 , 0 0 0 円、これの調査員の報酬でございます。また、手数料といたしまして 1 4 0 万 8 , 0 0 0 円、これにつきましては主治医の意見書の手数料となっております。

おめくりいただきまして、1 3 ページ、1 4 ページをお願いいたします。

同款、同項、2 目認定審査会委託負担金 1 5 1 万 5 , 0 0 0 円。これにつきましては、認定審査会委託の負担金といたしまして 1 5 1 万 5 , 0 0 0 円全額でございます。およそ 3 1 0 件から 2 0 件ぐらいの認定審査を整理する予定をしております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、2 億 3 , 4 0 0 万円。居宅介護サービス給付事業費の負担金でございます。

おめくりいただきまして、1 5 ページ、1 6 ページをお願いいたします。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、3 億 1 , 2 0 0 万円。施設介護サービス給付事業の負担金全額でございます。

同款、同項、9 目居宅介護サービス計画給付費、2 , 7 6 0 万円。居宅介護サービス計画給付事業費の負担金全額でございます。

おめくりいただきまして、1 7 、1 8 ページをお願いいたします。

同款、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、1 , 1 4 0 万円。介護予防サービス給付事業費の負担金全額でございます。

おめくりいただきまして、1 9 ページ、2 0 ページをお願いいたします。

同款、同項、7 目介護予防サービス計画給付費、3 0 0 万円、介護予防サービス計画給付の負担金全額でございます。

同款、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、1 , 9 2 0 万円。高

額介護サービス給付の負担金全額でございます。

おめくりいただきまして、21ページ、22ページをお願いいたします。

同款、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、3,600万円、特定入所者介護サービス事業費負担金全額でございます。

おめくりいただきまして、23ページ、24ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費、1,200万円、訪問・通所・生活支援事業の負担金全額でございます。

この後、35ページ以降につきましては給与費明細となっておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

続きまして、サービス事業勘定の説明をさせていただきますので、議案書のほうにお戻りください。

先ほどの続きのページでございます。

まず、第1表 歳入歳出予算の説明から進めさせていただきます。

歳入

1款サービス収入、396万円。

2款繰入金、348万9,000円。

3款繰越金、1,000円。

歳入合計745万円。

歳出でございます。

1款総務費、598万7,000円。

2款事業費、120万2,000円。

3款予備費、26万1,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.7 予算に関する説明書の令和5年度介護保険特別会計予

算（サービス事業勘定）をお願いいたします。

先ほどと同様、1 ページ目から 4 ページ目までは議案書と重複いたしますので、省略させていただきます。5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

先ほどと同様の説明とさせていただきます。

まず、1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、3 9 6 万円。これにつきましては、1 節居宅支援サービス計画費収入 3 9 6 万円、全額でございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、1 2 0 万 2 , 0 0 0 円。これにつきましては、1 2 節委託料といたしまして居宅介護支援事業費、計画の委託料でございます。

また、1 1 ページ以降につきましては給与費明細となりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私のほうからは、議案第 8 号のご説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第 8 号

令和 5 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,460万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月2日提出

和束町長 堀 忠 雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

款、予算金額の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、5,245万2,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円。

3 款繰入金、2,849万3,000円。

4 款繰越金、27万円。

5 款諸収入、337万5,000円。

歳入合計、8,460万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、65万2,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、7,816万7,000円。

3 款保健事業費、527万9,000円。

4 款諸支出金、20万1,000円。

5 款予備費、30万1,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.8 予算に関する説明書によりご説明させていただきます。

1ページから4ページは議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます。

では、まず、5ページ、6ページをお願いいたします。

款、項、目、本年度予算の順に、主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、2 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、3,193 万 6,000 円。主なものといたしまして、1 節現年度分の特別徴収保険料として同額でございます。

同款、同項、2 目普通徴収保険料、2,051 万 6,000 円。主なものといたしまして、1 節現年度分として普通徴収保険料でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2,849 万 3,000 円。主なものといたしまして、2 節保険基盤安定繰入金として2,306 万 4,000 円でございます。

2 枚おめくりいただきまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

こちらも款、項、目、本年度予算、事業費の主なものの説明とさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、7,816 万 7,000 円。こちらは後期高齢者医療広域連合諸経費の負担金でございます。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費、527 万 9,000 円。こちらは健康診査諸経費でございます。主なものといたしましては、次ページにございます委託料の健康診査委託料498 万 1,000 円でございます。

以上、令和5年度後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

以上で、各課長による令和5年度予算についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑につきましては、最初にページ数と項目を述べてから質問していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

それでは、少し確認をさせていただきたいと思います。

まず、一般会計の説明資料 82 ページでございます。

この中の子育て応援給付金事業ということで 300 万円計上いただいてますが、これについての具体的な内容をご説明いただきたいというふうに思います。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

高山委員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、令和 4 年度につきましては、新生児出生の時点で 10 万円の応援給付金ということにさせていただいたところではございますが、令和 5 年度からは倍額の 20 万円を出生に対します子育ての応援給付金ということで倍額にさせていただいたものでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

これにつきましては、12 月議会の中で私も国の今の子育て支援ということで、本町におきましても、この 10 万円だけではなくて、プラスアルファの取組をとということでお願いをさせていただきました。今回倍増ということでありがとうございます。

今、令和 5 年度はというご説明でございましたが、これにつきましては、令和 5 年度単年度の対応なのか、それとも制度として今後も継続されるのか、そのあたりのご説明をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

ちょっと言葉足らずで答弁もきちっとできてませんでした。これにつきましては単年ということではなく、一定制度化していくものでございますので、今後ずっと続いていくものかと思われ。ただ、他の国の制度、また、いろいろ情勢等を見ていた中では、この事業がいろいろ改編されていくかと思われ。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

制度化ということでありがとうございます。今後も国のほうでですね、今もご答弁ありましたように動きがあるかと思えますから、それに応じて対応いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、簡易水道事業特別会計の6ページなんですが、ここの使用料についてなんですが、今年度、令和4年度につきましては、国のほうの臨時創生交付金を活用いただいて、物価高騰対策ということもあって、昨年7月から今年度末まで、基本料金については町のほうで負担するというので、減免ということになっております。この4月からですね、令和5年度は減免が外れてですね、通常の基本料金を必要とするということでございますが、今、非常に物価高騰ですね、住民も大変な生活を強いられているということもございますので、今後そうしたところの物価高騰対策について、水道料金の基本料金の減免も含めてですね、そういった対応は今後考えられているのかどうかお尋ねしたい。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

その件につきましては、今回の議会の初日に町長が答弁させていただいたと思いますので、答弁どおりということで考えていただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

答弁どおりとは具体的に教えていただきたいですが、もう一度よろしいですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

町長が答弁しましたように、令和5年度4月からは現行の料金体系に戻すということとでございます。併せて、今後、対策がいろいろ講じられるときには、その対策についてまた検討していくということになります。

○委員長（岡田 勇君）

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

今もございましたように、これから国のほうでも物価高騰対策ということで、先日も総理のほうがですね、そういったところで必要であれば検討していくというようなご答弁をされておりますので、今後の動きをしっかりと見極めていただいて、遅れることなく対応いただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、一般会計の96ページでございます。

96ページの合併処理浄化槽維持管理事業補助金ということで308万円計上いただいております。これにつきましては、これまでも一昨年12月議会からこの管理費

について、その差額についてお願いしたいということですずっとお願いをしてきたところでございます。これにつきましての補助基準というところがもう少し具体的にご説明いただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

合併処理浄化槽維持管理費補助金についてでございますが、令和５年度から新たな補助制度といたしまして計上させていただいております。合併浄化槽の設置推進、適正な処理水の配水の維持適正化、下水道料金との格差是正の三つの観点から維持管理に要する費用の一部を補助させていただくものでございます。

対象範囲につきましては、下水道区域外の地域で家庭用合併浄化槽について適正に維持管理を実施していただいている方で、対象戸数は２８０戸を見込んでおります。

補助金額につきましては、１戸当たり１万１，０００円でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

２番、高山委員。

○２番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

下水道事業の対象外の地域の１戸当たり１万１，０００円補助していただけるということで、本当にありがとうございます。これにつきましては本当に必要だということで判断をしていただいた。本当に感謝しております。

次に、下水道の課題についてもこれまでもいろいろとお話をさせていただいておりましたが、下水道の特別会計の１０ページのところで下水道委員報酬として７万円と

いうふうに計上していただいております。これまでも下水道委員会の中で下水道事業についての課題については、その委員会の中で議論していただくというお話でございました。この7万円というのは、年間の委員報酬ということでよろしいですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

まさにそのとおりでございます。昨年4月1日に委嘱をしました委員が14人おられます。その分の年額、5,000円掛けることの14ということで7万円でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

一般会計の81ページの保育所費に関係して初めにお聞きしたいと思います。

この間、廃止されてきました園の推奨されている絵本雑誌の一律購入を来年度から再開されるという話を保護者を通じて伺ったんですけども、お聞きした情報では、ある書店のいわゆる絵本雑誌を月400円で保護者に一律購入いただく予定だというふうに聞いております。この間、私の子供が保育園にお世話になっていた頃は、同じように絵本を買わせていただいていた時期があったんですけども、ここ数年ですかね、ずっと休んでおられたというふうに思うんですが、なぜ今回再開することになったのか、その辺の経過と目的について説明いただけますでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

まず、再開することになった経緯でございますが、これにつきましては、従前やっ

ておったんですけども、当時の保護者の方から、園で勧める絵本以外のものを望まれたりとか、そのときの園でのいろいろな保護者会との話合いの中で一定休止されたというふうには聞いておるところでございます。ただ、今回それを復活させていただいた経緯につきましては、まず、ここ数年、うちの保育士がいろんなところでの保育研修なりさせていただく中で、やはり絵本の重要性、それが最近特にクローズアップされてきているということがございます。それで、当然ながら和束保育園でも絵本を一定数毎年購入させていただき、そこで子供たちに親しんでいただいているわけではございますが、やはり家庭でも絵本に触れ合っただき、読み聞かせたり、子供自身で本を触ってみる、触れてみるという手の感触等々も学んでいただきたいという思いで、新年度からの再開というふうに決まったものでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

私も一応、園長先生のほうにその辺の経過について少しお話を伺ったんですけども、今、言われたように、この間、コロナもある中で、なかなかそういったことに触れたりとかいう機会も園でもなかなか難しい状況があったんですけども、今後そういった機会を増やしたいということでいろいろ考えてこられたというふうに伺っております。

今回購入される予定と聞いております雑誌そのものは私も知ってるやつですけども、決して悪い内容ではありませんし、ぜひ読んでもらいたいなと。読み聞かせなどでも使っていただきたいなという内容ももちろんございます。しかし、どのような絵本を選び、また読むかどうかも含めてですけども、個々のやはり保護者や家庭によって違うものなんですね。もちろん園のほうでこういう絵本がありますよとか、お話がありますよとか、これお勧めですよというふうに推薦されたり、紹介されたりするということであるとか、今、言われたように保育で活用していくということは当然あると思います。しかし、園がもちろん専門職ですから、いろいろとそういう観点から選ばれ

たものではありませんけども、一律に購入させるというのはやはり違和感があるというふうに伺っております。私は最低でも希望性にするであるとか、そして、保育でそれを活用していくんだということであるならば、それは園で負担すべきものだと思うんですね。

例えばこれは同じ予算書にもありますが、保育事業として実施されている異文化交流事業というのがあるんですけども、これはいわゆる英語とか外国語に触れるということでこの間されていることですが、これは保護者負担はなくて、８７万３,０００円を公費で計上されているんですね。ですから、同じ保育として位置づけて実施されるというんだったら、同様に負担なしでできるはずだと思うんですね。ですから、予算的にこの異文化交流事業よりも半額以下の３０万円程度で多分可能だと思います。ですから、そういう観点からも、園として位置づけてされるというのであれば公費でしっかり負担して、その中で活用していくということでぜひやっていただきたいと思うんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

今のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、今回のこのお話、保育園から保護者の方にお知らせさせていただいた時点で、保護者の方から、今、岡本委員からもありましたように、自分の家にはすぐわない絵本になる可能性もあるというので、少し難色を示されたご家庭もあったというふうに聞いております。それで、園長ともどもいろいろと協議させていただきまして、今、岡本委員からもありましたように、購入に際しては保育園から推奨する形で希望を取らせていただいて、購入を望まれるご家庭につきましては、一定、あっせんさせていただいた形で推奨させていただいた本を購入していただくと。また、園がその絵本をベースに何か保育するという場合がありますたら、その本をご自身で購入された

本を園にお持ちいただき、また購入されてないお子様につきましては、園で一定数は同様の本を購入した中で活用していくと。

ただ、予算にも限りがある中で、やはりいろんな絵本を購入して、いろんなものを子供たちに触れて学んでいってもらいたいという観点から、全て全額公費で支給するということはなかなか難しいことではございますので、今、岡本委員からありましたように、希望を取った形での購入に変更していこうかなと、急に会議の中でそのように話し合っていたところでございます。

新年度が間近ではございますが、残り3月数日の間に、これの話につきましては保護者会の役員の皆様にもこれからご相談した中で新年度新たに迎えていただきたいと思っているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

その希望制にさせていただくということは一つの手だとは思いますが、ただ、本来に園として、いわゆる絵本を使って子供たちのいろんな保育に役立てていきたいと。保護者も含めて、絵本の魅力であるとか、そういったものを広げていきたいという一定目的を持って保育の一環としてされるのであれば、ある意味、中途半端にせずに公費でちゃんと持って、先ほどの異文化交流と同じように、実際に予算的に難しいと言われるんですけどね、この雑誌そのものは、月、大体400円ですから、ですからそれを今の人数で計算しても、年間の負担としては30万円から40万円の間ぐらいでできると思います。ですから、それは決してできないことはないと思うんです。ですから、そこは基本的に、一律でやるのであれば保護者に負担をしてもらうのはおかしいですし、そこは今、希望制という話もありましたけども、それはそれでまたやっていただく中でいい方法を考えていただきたいと思いますけども、できるならば負担のないようにやっていただくのがベストじゃないかと思いますので、そこはまた引き続き検討い

ただきたいというふうに思います。

次にですね、４７ページ、交通対策の関係になります。いわゆる乗合交通の事業について少しお聞きしたいんですけども、新年度から湯船の区間が路線バス廃止で、乗合交通のみになるということになります。これまでの路線バスは、必要ならダイヤに合わせて利用できたわけですけども、乗合交通の場合は登録が必要であるとか、予約が必要であるとかありますし、よって、いつでも必要になった際に利用しようと思えますと、最低限予約は必須になると思うんですね。また、利用方法を周知しておく必要があると思います。それらの説明や情報提供が十分にできているかどうかですね。

住民の方から、集落単位の説明というのは昨年６月にいわゆるバスの廃止も含めた新たな公共交通の在り方の説明会というのがあった以降、全体の話としてはされてない。やはりこのままで廃止になると混乱もあるんじゃないかということで不安の声も伺っているんですけども、そのあたり、４月まであまりありませんけども、その辺の説明をしっかりとやっていくという意味での取組は今後されるのかどうかですね、その辺まずお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

４月以降、奈良交通のバスの路線のほうが原山のほうで止めまして、湯船地域のほうにつきましてはバスが運行しないということで、今回、予算にも提案させていただいてます乗合交通W a z C a rのほうで運行を考えております。住民の皆様へのご説明ということで、３月の中旬頃に湯船地区の方に文書をお配りさせていただいて、まずは利用の方法とかご質問がある方に向けましてご連絡いただくようお願いしたいと考えております。

また、特に、現在、奈良交通バスのほうを利用されている方につきましては、子供

たちはもちろんですけども、一般の方もこちらから連絡させていただいて、利用をいただくような形で予約を取らせていただいております。こちらの取り方などにつきましても、利用者の方に説明を丁寧にさせていただきたいと思いますので、説明会等では現在のところは考えていないですけども、個人個人ご質問のある方にお答えをしていきたいと考えております。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

やはり湯船に関しては、それが要は代替になるわけですね。バスがなくなるわけですから選ぶ余地がないので、そこがよく知られてないと、いざというときに使おうかなと思ってもすぐに使えないわけですので、説明会はないと言われましたけど、やはり本当に知らない人がいないように、最低予約ぐらいはしておいてもらうとかも含めて丁寧な対応を強く求めておきたいというふうに思うんです。

それで、この実証運行については2月の路線バス対策協議会があったときにも報告がありましたけども、基本的には、今、利用実績は低調だということが報告もされました。その後どのようなになっているかというのがあるんですけども、やはりその際に私も要望しましたけども、登録は一定3桁ぐらいされてると思うんですけども、ただ、利用されてる方が少ないと。利用されてない方の意向をちゃんとつかんで次に生かすべきだということを要望させてもらったんですけども、そのあたりの取組というのは考えておられるのかどうかをお聞きしたいのと、それも含めて、一応これは最新のやつでありますけども、3月24日までになってますけど、4月以降の運行というのは、今の最新の内容というのを引き継いだ内容としてそのまま移行されるのか。それかさらに中身を変えていくとかいうことは考えておられるのか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

まず、利用者等に関してですが、前回の路線バス対策協議会でも委員の皆様にご報告させていただきましたとおり、登録者のほうは日々増えておりまして、200人近くまで徐々に増えてるとこなんですけども、利用者の方が1日大体平均3人から4人ぐらいの利用者となっております、なかなか伸びない状況となっております。特に住民の方につきましては、一定、決まった方が利用していただいているというところで、日によっては新しい方、特に湯船地区の方が利用いただいているところもあるのですが、まだ利用がなかなか進んでいないところになっています。

また、利用されてない方のご意見、利用しやすい環境等をお聞きするために一般質問のほうでもご説明させていただいたのですが、4月以降ですね、住民対象のワークショップであったりとか、また全戸向けのアンケート調査等を実施しながら、皆様のご意見をお聞きしていきたいと考えております。

また次に、4月以降の運行に関してですが、3月24日まで運行しております現在の運行の運営体制につきまして、まず、運行時間のほうにつきましては、現在、午前7時から午後7時という形で運行させていただいておりますけども、また期間中の運休なしということで、土・日・祝日のほうも運行している状況になっております。こちらのほうに関しましては、湯船地区のほうが公共交通がなくなってしまうということもありますので、現在のバスと同じような運行をさせていただくということで、運行に当たりましては、毎日、土・日・祝日を含めまして平日と運行させていただきたいと考えております。

また、運行時間につきましては、平日については午前7時から午後8時まで、また土・日・祝日につきましては午前9時から午後8時までという形で運行を考えているところです。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○ 7 番（岡本正意君）

また、そこは周知のほうを早急にさせていただきたいと思うんですけども、基本的に、これはデマンドではあるんですけども、いわゆるドア・ツー・ドア方式ではないんですね。それを取らないのであれば、私はもう少し停留所を細かくすべき部分もあると思っています。

例えばですね、いろいろ地図で落としてみたんですけども、例えば白栖でいいますと、小字でいうと田中とか水谷とか東谷とかいうところには停留所がないんですよね。また、それだと利用できないという方もおられます。

それともう一つ、白栖の一番石寺寄りのところには向山ってありますね。停留所はあるんですけど、多分、対象になるだろうと思われている家からは急勾配ですごい距離が長くて、ずっと上がった上に家がありますよね。とても困難に思えるんですよね。例えば、そこで利用したとしても降りないといけませんから、行くのも大変だし、降りてまた帰るのも大変ということがあるんじゃないかというふうに感じております。

また、門前などでも宮野とか尾根とかの入り口に停留所がありますね。でも、その奥にずっと集落があって、さらにまた坂の上に集落があるというようなところがあると思うんですけども、行くのが大変だし、帰りはなおさら大変だという実情があると思います。その辺どういうふうに改良いただけるかというのと、それがなぜ向こうに行かないのかという場合に、車両の都合なのか、いわゆる今の普通車が大きいから行くのが大変なところもあると思います。そういう都合があるのかなんですけど、そうであるならば、和束の地形を考えたら一定どこでも行けるような車じゃないといけなかったと思うんですよね。それも含めて、そのあたり来年度の運行についてそういった改良はされるのかどうか、その辺いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

乗降場所の選定に当たりましては、当初開始しましたときに５８か所、乗降場所を設けまして、今年に入りまして１月から１５か所増やさせていただきまして、乗れるような位置として、現在７３か所とバス停のほう４か所、乗降場所をつけております。こちらの場所につきましては、一定、職員のほうで各和東町内地域を回らせていただいて、現在利用してます車両２台のほうで安全に運行できるかどうかという点も踏まえまして検討させていただいたところでございます。

こちらの乗降場所をもう少しきめ細やかに利用しやすい場所につけれるかどうかにつきましては、住民の皆様のご意見についても４月以降につきましてはぜひお聞きしていきたいと考えております。

ついでには、先ほど申しましたワークショップ等を開催した際に、安全面等も配慮しながら住民のご意見をお聞きしまして、運行については民間のタクシー事業者に現在委託して運行しているところでございますので、こちらのほうとの相談もしながら運行、乗降場所を増やせるかどうかについては前向きに検討していきたいと考えております。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後２時５０分まで休憩します。

休憩（午後２時３６分～午後２時５０分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

質問する側、答弁する側、簡単明瞭にお願いしたいと思います。

以上です。

４番、村山委員。

○４番（村山一彦君）

それでは、私のほうから数点お聞きしたいと思います。

地域力推進課長にお聞きしたいんですが、今、空き家対策をやっていただいております。それで、よその地区から和束町に移り住まれる方に補助金を交付しているんですが、特別区域とその他の区域によって補助金が変わっております。その説明をお願いしたいんですが。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

委員の質問にお答えさせていただきます。

36ページでございます。

こちらにつきましては、移住・定住促進事業といたしまして、今ご質問がありました定住者向けの住宅整備に係ります補助助成でございます。こちらにつきましては、令和5年度、990万円計上させていただいておりますけども、こちらについての内訳でございますが、特別区域につきましては、現在、湯船地区、東和東地区につきましては、1軒当たり180万円を上限に3軒分、予算を組まさせていただいております。合計540万円でございます。

区域外につきましては90万円を上限といたしまして5軒分450万円計上させていただいております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

先日、私、今現在の空き家物件のデータをいただきました。見てましたら、全部くみ取りなんですね。やはりくみ取りを水洗に替えるとなると200万円近くの費用が

かかると思います。それでですね、総務課長、4月になると新任の区長が集まって区長会なるものをやっておられると思います。そのときに西和東地区、中和東地区、これはその他区域ということで90万円の補助しか受けられない。だから、そのときに、なぜ区長が判子を押さないのか分からないんですけど、入ってこられる方の利益を考えて速やかに判子を押していただけるようお願いをさせていただきたいんですが、どうでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山委員のご質問にお答えさせていただきます。

区長連絡会につきましては、毎年新しい区長になられます4月上旬に開催をさせていただき予定で現在も事務を進めているところでございます。各課からの依頼事項ということで、各課長がそれぞれの区長にお願いする機会を設けさせてもらっておりますので、地域力推進課長のほうから移住・定住対策、村山委員がおっしゃられるように、移住の補助制度の拡充に向けて地域力推進課長と私どもがお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

くれぐれもよろしくお願いいたします。

それでですね、当初予算の概要と主要事項説明書の7ページなんですけども、相楽広域行政組合分担金（休日応急診療所）173万円という予算が計上されております。金額的には例年と増えているんですか、減っているんでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

この金額につきましては、前年のデータを持ってきておらないですけども、基本的には、この金額については増えてないというふうな認識をしております。

昨年ではございますが、新型コロナの関係とかで受診が相当増えたということで、受診の収入が相当数あったというふうに報告を受けているところでございます。まだ、今年度、令和４年度の最終決算のほうは３月もうちょっとありますので、いただいておりますけれども、今年度、特に秋以降につきましては相当数の収入が上がったというふうに報告を受けているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

４番、村山委員。

○４番（村山一彦君）

それでしたら、課長、令和４年度分のデータはないということですけど、大体何件ぐらいかかっておられるか分かりますか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

村山委員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、和束町では大体例月でしたら月に１０人いかないぐらいの人数ぐらい、必ず大体１桁の人数というところで推移しているところでございます。これにつきましては令和４年だけではなく令和３年度も大体そのぐらいのところで推移しておりますので、やはり相楽の休日診療所ということで木津川市の人口が多いところ、また木津川市内にございますので、そちらが中心ということで、東部３町村につきましてはそれほど多くの方はいらっしゃいませんが、やっぱり年末年始とかの医療機関が特に開いてないときにつきましては、１０人を超えるときもあるというふうに

は報告を受けているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

4 番、村山委員。

○4 番（村山一彦君）

私がなぜこの質問をさせていただいたかといいますと、分担金という形で和東町のほうが負担しているわけなんです、和東町が高いんじゃないかというような声を住民の方から聞きました。だから、一応、ほかの自治体と比べてどういう程度になっているか、その辺をもう一度チェックしていただきたいと思います。

それとですね、46 ページ一番上に書かれている指定金融機関業務負担金 110 万円ということで計上されております。1 年ほど前ですか、テレビでしたか新聞でしたか覚えてないんですが、金融機関も今ゼロ金利政策等をマイナス金利等で収益が上がってないと。だから指定機関業務についての負担が大きいということでやめたがってような金融機関も多いと聞いてます。その辺、京都銀行は今どういう形というか、やめたいというようなことはおっしゃっておられないのか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

会計課長。

○会計管理者兼会計課長（榎木由佳君）

はい、お答えさせていただきます。

今のところ私のほうにはそういう話は入ってきておりません。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

村山委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに、村山委員がおっしゃるように、今現在、金融機関はどこも大変ということ聞いております。支店長とお話しさせていただきまして、うちの指定金融機関は京

都銀行ですので、まず、窓口業務について一定改善をしていきたいということで、本来なら、今までは3時まで業務をしていただいていたんですけれども、この業務につきまして午前中に終われるように業務をしていただくということで、まずこの金額につきましてはほぼ人件費をお願いしたいということで、今回計上させていただいております。

今後も住民のサービスということで、窓口で納付される方もおられますので、窓口業務は続けてやらせていただきますということで回答をいただいております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

よく分かりました。ありがとうございました。

そして、48ページなんですけども、路線バス運行維持補助金3,750万4,000円を計上していただいています。これは奈良交通のほうにお支払いするべきものだと思ってるんですが、前に聞いてましたら、湯船までの路線を原山で止めるということで2,000万円ほど浮くと聞いてました。昨年度の予算では約4,600万円の予算計上がなされていたんですので、これが約2,600万円じゃないんかと思ひましてね、1,000万円ほど増えているような気がするんですけども、その辺はどう考えたらよろしいんですか。

○委員長（岡田 勇君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

村山委員のご質問にお答えさせていただきます。

バスの補助金の算定に当たりましては、バスの年度が10月から9月になりますので、今回こちらに計上させていただいている分につきましては、昨年の10月から今

年の３月までと今年の４月から９月までの料金になりますので、昨年の１０月から今年の３月まではバスのほうが加茂駅から和東町の小杉まで運行してますので、そちらの運行距離のほうが算定の基準になっておりますが、こちらのほうが短縮できてない状況になりますので、３，８００万円で昨年よりも大体８００万円ぐらい下がっていると思いますけども、令和６年度につきましてはさらにこれが下がるような見込みをしております。

○委員長（岡田 勇君）

４番、村山委員。

○４番（村山一彦君）

ありがとうございます。なるほどそういう考えですね。よく分かりました。

最後に、９４ページに墓地整備事業補助金で５０万円計上しておられるんですけども、これはどういう形のものの説明願いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

村山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

例えば、各地域の墓地の道が非常に歩きにくかったり、車が通りにくかったり、倒木するようなところがあったり、そういう際に区のほうで整備事業をされる場合、補助金を５０万円ということになります。お出しする制度でございまして、近年でいきますと、大体１か所、２か所ぐらい申請が出ているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

６番、井上委員。

○６番（井上武津男君）

それでは、私のほうからは１点だけですけれども、お願いしたいと思います。

今回、公有財産購入費が2か所出ております。そのうちの1か所として68ページの総合保健整備工事のほうともう一つ、石寺のほうだったと思うんですけども、118ページのこの2か所の公有財産購入費に対して、場所はどの場所であって、そして使用目的は何か、面積はどれくらいかをその2か所について教えてほしいです。

○委員長（岡田 勇君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長（竹谷秀俊君）

井上委員のご質問にお答えいたします。

総合保健福祉施設整備事業の中で用地購入費を計上させていただいております。場所につきましては、解体をいたしました旧学校給食センターの道の対側東側の水田でございます。現在、仮設駐車場用に賃借しております6筆でございます。理由は、公用車等の駐車場の確保ということで計画させていただいております。平米につきましては6筆で4,846平米でございますが、うち町道のほうの計画がこの中でされております。その部分を差し引いた約4,200平米をこちらのほうで予算計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問ですけれども、町道の道路の用地買収ということでよろしいですか。

118ページに載ってます分につきましては、町道中溝学校線となっております。これは今、課長が説明しました町道の部分に当たります。

○委員長（岡田 勇君）

井上委員。

○6番（井上武津男君）

場所と使用目的と面積を尋ねたんですけども、その三つだけお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

これにつきましては、主要地方道木津信楽線、今の交番のところから、場所でいいますと、わらくから和束笠置線にぶつかるところまでの間の部分でございます。

面積につきましては、詳細設計がこれから行いますので、つかめておりませんけれども、今年の部分で1,000万円分、用地を買うということで、道路用地でございます。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

結局そこはわらくまで行く道を造るということですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

わらくではございません。国土強靱化事業で行いますので、この道につきましては和束笠置線までの道でございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

102ページをお願いしたいと思います。

ここで地産地消とか農地中間機構ですね、多面的、それからその交付事業、それから支払事業、農業次世代人材投資給付金事業、こういった面がとにかく何とか事業

と事業名がついてお金がついてきております。

地産地消の件についてお伺いしますけども、これについてはどのような形で今、取り組んでおられて、どのようなものが地産地消として扱っているのか、どういう方向でやっておられるのか、その点についてお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

この地産地消推進事業の取組につきましては、関係機関、農村振興課が事務局となりまして、あと小学校やJA等の構成団体がございまして、そちらとどういう形で地産地消に取り組んでいくかという計画を立ててるようなところでございまして、実際の内容につきましては、こちらのほうにも予算としては1万円ということになっておりまして、実情は現在ではできてない状況でございます。

しかしながら、こういう取組も現在やっていかなければいけないというところで、計画づくりを主にやっているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

言葉で地産地消といって簡単なんですけども、やはり1年間を通じて地産地消をしていこうと思うと、スケジュール的に取り組んでいくについて、どういうものをどういう時期に何名の方に地産してもらおうとか、今おっしゃったように、公共施設にお願いするとなれば問題がたくさんあると思うんですよ。その辺の取組をしていかないと、やってるとは言えないね。

ただ、こういう名前を見ると、行政としては、ただパフォーマンスといったら失礼に当たりますけども、窓口でお金を払って、そして事業をやってるよという一つの見

せかけというか、そういう形でしか私の中では実感として湧いてこないんですけどね。だから、地産地消をやってるんだったら、例えば和東のお米を全部、小学生、中学生、あるいは一般の家庭ですかね、公共的なところにやっていただいているというんだったら分かるんですけども、そういうことも一切こちらのほうには上がってきてないので、その辺について、もし資料があるならば、また明日でも出していただければありがたいと思っています。

それと、次に多面的機能、これについてもいろいろ180万円であるとか、予算がついてますね。この多面的機能そのものもどれだけ住民の方々がご理解されているのか、こういう事業をやってるよということのPRは十分行き届いてますか。この議会の中で多面的事業をやっていることについては分かりますね。しかしながら、一般の住民の方に多面的機能がいかに重要であるかということを理解していただく必要があると思うんですね。そして、その上でこの事業を使ってどのように多面的な活動をしていくかということをしてPR、企画、それを窓口のほうでお金と一緒に発信していただきたい、これが非常に重要だと思うんですけども、これについてのお考えについて、やっておられる事業の進め方について答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

こちらの多面的機能支払交付金事業につきましては国の制度でございまして、現在、町内旧組織の皆様で取組をいただいておりますところでございます。しかしながら、今ご指摘がございましたとおり、幅広く住民の皆様、農家の皆様に周知はできてない現状でございます。この制度も制度化になってからしばらく経つということもございしますが、ほかの中山間地域の支払制度もそうでございますし、その辺、制度のことをもっと周知するということではなかなかできてない状況でもございますので、その辺のこ

とに取り組んでいきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

やはり住民にそういうようなことについてはこれから発信していただいて、ただ、文書を読めるだけでなく、この中身がどのようなものであるか、どのような必要性で今、重要視されているのかというところの宣伝というとおかしいですけども、理解度を進めていただくような機会をもっと持っていただきたいと思います。

例えばですね、小学生低学年・中学年の方に配水の水の流れをどのような形で田に引いて栽培をされているとか、そういったことも一つの次世代の方を育てていくための多目的な活動の中で考えていただける時間が取れるんじゃないだろうか。そういったことも十分理解をしながらやっていっていただきたいと思います。

やはり農家といえども日々変化しております。だから、農業の環境に沿った考え方の中で多面的機能というものを展開していただく必要があると思いますので、ひとつその点についても十分ご理解いただいた中でこういった大切な事業を進めて、これからも継続的に毎年続けていっていただく事業だと思っておりますので、先ほど言いましたように、ただ単に事業という名前でやってるよというパフォーマンスでは困ると。いかに充実した形でいかに住民の方に理解してもらって、有効に使っていただけるようにご指導いただくようお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、事業につきましては取組をしているところではございますが、今ご指摘がございました、ただ単にやるということではなく、その辺の中身をもっと考えながら、周知もしながら取り組んでいきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

農村課長、今のところ、見てもらったら分かるとおり、１００ページと１１０ページはほとんど事業関係の予算措置がしてあるんですよ。それはあんたとこの担当ですから、きちっとそういうことを把握してもらわないとね。

７番、岡本委員。

○７番（岡本正意君）

先ほどの公共交通の４８ページの続きで一つだけお聞きしたいんですけども、いわゆるW a z C a rの停留所の関係で検討いただきたいという話をいたしましたけども、一つ料金の関係ですね、一応、今、いろいろの間、改良はいただきましたけども、最高ですね、エリアからエリアに行く場合に片道６００円かかってますし、往復で１，２００円かかるというふうになっております。やはりそもそもですね、路線バスの運賃が高いことが路線バスの利用減の主な原因になってきたということから考えますと、バスの料金に合わせたように料金設定になってると思うんですね。

これは今の和東木津線の運賃表ですけど、大体、和東小杉から西エリアの撰原あたりまで行くに６００円かかってるんですね。だから、大体それに合わせてるんだろと思うんですけども、ただ、やはりここをもう少し負担を減らしていかないとなかなか利用にもつながっていかないんじゃないかというふうと思うんですけども、そのあたり、来年度についてはですね、料金設定についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

料金設定につきましては、設定するに当たりまして、京都運輸支局のほうとも調整等を行いまして、適正な料金として公共交通の運賃設定の在り方ということでガイドラインもありまして、こちらに基づきまして料金のほう、タクシーであつたりとかバス事業者、こういった部分の料金とも調整を図りながら料金設定をさせていただいたところがございます。

今後の料金設定の見直し等につきましては、先ほども申しましたワークショップ等も開催させていただきますので、こちらで住民のご利用ニーズ等も踏まえまして料金設定を検討したいと考えております。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

ワークショップ等を通じて、また料金設定についても検討していくということですが、ただ、やはり昨年の10月からそういったこともしているわけなので、新年度につきましても迅速に、その辺の料金につきましても、より利用しやすい料金設定について実施していただきたいなというふうに強く要望しておきたいというふうに思います。

次にですね、52ページの一般会計ですね、マイナンバーのカードの関係でちょっとお聞きしておきたいんですけども、個人番号カード交付事務事業費に関わってですけども、お願いしたいと思います。

担当課長に確認したいんですけども、カードの取得というのは基本的に法的任意となっておりますが、なぜ任意というふうにカードの取得というのが公的に位置づけられているのか、その辺、説明いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

なぜ、任意かというところにつきましては、私も把握していないところでございます。確認するお時間を頂戴したいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

なぜ任意なのかということなんですけども、これは国会でも言われてるんですけども、事務的にはいわゆるカードには顔写真を入れるということがあって、顔写真というのは個人情報に該当するということなので、顔写真を載せることに抵抗がある方がおられるという意味で、無理やりにカードを取得させることはできないと。

それともう一つは対面での本人確認が必要になってくるということもあって、それも含めていろんな意味での本人の意向があるので、任意になっているというふうに伺っております。

根本的にはですね、2019年の当時のデジタル大臣だったら平井大臣という方がおられたんですけども、この方がこう言ってるんですね。「個人がデジタル機器を使用しない生活様式や選択も当然尊重されるもの」と。つまり個人の選択であって、生き方の問題だと。だから、「必ずしもデジタルの恩恵を受けない、そういう機器を持たないという選択肢もありますよ」というふうに、大臣自身も、そういうこともありますということでも認めておられます。ですから、行政が強制してはならないものだという事で任意になると。これは憲法13条の個人の尊厳にも関わる問題ということになっております。そういう当時のデジタル大臣の答弁にもあるように、こういったことで任意なんだということで、これは町長にお聞きしておきたいんですけども、町もそういう認識でよいかということですね。

そうであるならば、カードがあってもなくても平等に公平公正に行政として対応す

ることは当然であって、カードの有無で行政サービスに格差をつけることは適切ではないという考えで町長もよろしいですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的には任意であるということですから、これは自由の保障はあると思います。

ただ、いろいろと国のほうでもポイント制度とか、また、こういうように使われますという情報が流れてきます。この情報は住民に広く知っていただいて、その上、住民にご判断いただくと、そういうことが大事だということで、今、和束町でもそういった制度の内容、趣旨、今後の方向をそのままお知らせをしているということです。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

そうですね。そうなんですけども、であるならばですよ、先ほど課長は、なぜ任意なのかということ存じてないと言われましたよね。担当課長が法で決まっている任意ですということをなぜ任意なのかということもご存じないということでは住民の方にこのカード取得というのは、確かに今、言われたように、国はポイントをあげますよとか、お得ですよとか言って、それで取得を進めることも一つの情報ですけども、でも、行政としては、基本的にこれは任意なんですということもちゃんと伝えないと公平な情報提供とは言わないですよ、町長。

今まで町として配られてきたマイナンバーカードのいろんなのを見ても任意なんて一言も書いてないですよ。町長は今そういう情報が流れてくるから、それをちゃんとありのまま流すことが大事だと言われたけども、そうだったら法律でちゃんと定められているように、このカードの取得はあくまで任意なんですと、個人の判断なんです

ということもちゃんと併せて情報提供するということも必要じゃないかと思うんですけども、その辺ちゃんとやっていただけますか。

もう一つ伺っておきたいのは、同時に、カードの取得によってサービスに差があるてはならないということはそうだとおっしゃいましたよね。ということは、ここにもありますように、この前やっておられるコンビニの交付ですね、カードを持っておられるという方だけに手数料を100円安くされてますね。これは明らかに公平性に欠けますよね。公平性をちゃんと担保するんだったら窓口に来られて交付する際も同じ値段でないと公平とは言わないですよ。カードを持つかどうかは自由ですけども、実際に同じサービスを受けているのにカードを持っている人だけ100円下げますというのは、今、町長がお認めになった、カードがあってもなくてもそれは個人の自由だから、行政としては公平公正にやるのが当然だと言われたことと反しますね。その辺もどうですか、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほども質問にありましたように、デジタルとか、いろいろこれからの窓口が広がってきます。まず、そういう意味で、今、住民のサービスを考えたときに手段の内容が違うわけですから、機会は平等ですけども、機能において大きく差がある。当然早くできるときと、申請に行くときと、歩いていくのとも違うわけですから、だから、機能性は同じじゃないと思います。だけど、機会は平等であると、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

質問に答えておられません。それは公平じゃないですねって言ってるんです。明ら

かにカードの有無によって同じ住民票を出す、印鑑登録の証明書を出すという同じことをするのに、カードを持ってたって窓口は来れますけど、コンビニでやるかだけの話ですよ。カードを持ってるからコンビニで交付できるのは構わないでしょう。だけど、そこで負担に差をつけるというのは不公平でしょうと言ってるんです。町長が先ほど言われたようなこととは反しますよねということを聞いております。そこをちゃんとお認めになって、反してるなら反してるっていうふうにちゃんと認めていただきたいと思うんです。

それと、もう一度言っておきますけども、ポイントがあるからとかいう情報はそのまま流しますと言ったけど、じゃあ、任意であるということもちゃんと住民の方に知らせてください。これは法律で書いてあるんですからね、ちゃんとそれも住民に伝えて、このカードを取得するのは任意です、あなたの自由ですよということをちゃんと書いて説明して、住民の方にありのままにちゃんと情報を伝えていただきたいと思いますが、やっただけですね。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

任意であるからお願いをしておるんです。だから、そういう意味で、全てが強制的とか、そういうものでしたらお願いはいたしません。私どもは、そういうことでいろんな機能性、そういった機会、いろんな場合によって違いますけども、どういうことがカードでなるのか、カードを受ける住民に対して広くお知らせするというのが大事だと。そして、お知らせした上で住民が判断されるわけです。だから強制的にした覚えはありませんし、お願いし、周知してご理解いただいた方を手続しております。

例えば、岡本委員に強制的に入ったかどうか知りませんが、お知らせはしておりますが、岡本委員の判断でされてるだろうと思いますので、全てそういう観点で物事を進めておりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

お答えになってないです。分かってますそんなことは。ちゃんと情報して、やりたい人はやってくださいと。だけど、任意であるということは一言も今まで周知されてませんと言っているんですよ。

これは法律で決まってるんですから、実際にこれだけやっても全国的にまだ7割でしょう。それはなぜかと言ったら、やっぱり情報の漏えいであるとか、いろんなことに心配だから、幾らポイントをちらつかせてもいいですというのもあるし、デジタル大臣も言ってるように、任意ということは個人の自由なんです。国自身が、そういうデジタルの恩恵を受けないで生活するということも選択肢ですと言っているんです。だから、そういうことも含めて、ちゃんとこれは任意なんですからということを、そういう情報もちゃんと住民にお伝えくださいねって言ってるんです。

当然のことですけど、これは法律なんですから、それはちゃんとやってもらえますか。それは拒むことはないですよ。ポイントもつくとか、利便性も高まるとかいうことも言わはったらいいですけども、でも一方で、これはあくまで任意ですから、個人の自由です、法律でちゃんとそういうふうに明記されてます、自分で判断してくださいということもちゃんと周知いただけますかと言ってるんです。どうですか、最後それでちゃんと答えてもらえますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ちゃんと答えます。

任意であるからお願いをしております。そして、個人の判断に立っておりますから、和束町は100%に入っておられません。だから、お願い文書、通知文書がこうです

よと来ることは住民の皆さんの判断に立って主体的に決められておるわけですから、行政としては、先ほども言いましたように、いろんな実情をお知らせして、そして判断をしてもらえるように努力していく、こういうことです。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、畑委員。

○8 番（畑 武志君）

総務課長、3 月 1 9 日の茶源郷まつり、これは令和 4 年度事業ですけど、住民の方の周知が少し遅れてる。そんなん本当にあるんですかということなんですけど、その辺の周知はまだこれからですか。残り 1 2 日ぐらいになってきたんですが、その点いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

畑委員のご質問にお答えさせていただきます。

先月の 2 7 日の実行委員会で正式に決定をいたしまして、現在ステージ、また模擬店の関係につきまして調整をしているところでございます。

商工会につきましては、本日付で 1 6 の事業者が協力していただけるということで報告を受けておりまして、ステージにつきましても 5 名の参加を現在内定させていただいているところでございます。早急にホームページ、また新聞折込チラシ等で周知を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、畑委員。

○8 番（畑 武志君）

これは全然知られてない。そんなん本当にあるんですかという声はよく聞くんです。それで、今年の営農組合のほうからも出展一つということをお聞きしておるんですけ

どね、せっかく茶源郷という名の下に行政は補助金を出していながら営農組合の参加がないと。非常に残念なことなんです。これは私は大変危惧してるんですけどね、百何ページに営農組合に対する補助金、交付金が出ておるんです。総務課長の話では令和4年度は来ていただくところには出すというようなお話も私、聞いたんですけどね、先日、茶源郷まつりについての集まりがあったときに、私らの層は分かってるんですが、若い層が何でそなん行かんならんと、これがさっき言ったように、町長がせっかくそういう補助金を使っているのにということを経り説明したってお金の問題ですよ。私が行かんかったかて組織としては同じことやと。だから、極論を言うんじゃないですけど、ゼロとは言いませんけど、差をつけてくださいということ言ってるんです。これは農村振興課長のところやと思うんですけど、この差をつけてくれるということをお願いしたい。

ところが、令和5年度も同じような金額です。この金額をさらにその中で差をつける。それはそこのテクニックと思うんですけど、その点はいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

畑委員のご質問にお答えをさせていただきます。

こちらの集落営農組合への補助金でございますが、現在3万円ということでお出しをしているものでございます。今、畑委員のほうからもございましたとおり、やはり一定の活動をしていただいた組合にお出しするという方向で今、動いておりまして、今年につきましては4組の営農組合のほうから申請が出ているところでございます。

来年度の予算編成につきましても、今ご指摘がございました活動状況に応じて差をつけるという状況で編成のほうはしてないところでございますが、今後そのようなことを視野に入れやっていくべきかなと思っているところでございます。

本年度につきましては従来どおりの予算の上げ方ということになっております。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、畑委員。

○8 番（畑 武志君）

最後のほうが分からなかったんですけど、差をつけるということで理解してよろしいですか。そういうことで理解してよろしいですね。そこまでまだ煮詰まっていなかったら煮詰まってないと言っていていただいて結構なんですけど、その点、最後聞き取りなかったんですよ。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

畑委員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、活動内容に応じて差をつけるということはまだ決まっていない状況でございますので、今後の検討課題ということでよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、畑委員。

○8 番（畑 武志君）

今後の課題ということで置いときます。この問題は何回も私やってますよ。

町長、茶源郷まつりなんですけど、令和5年度はどういう形にされるのか分かりませんが、農家団体がどうしても出るというなら、やっぱりそういう町長の思いをアピールしなくては若い者は全然ついてこないですよ。それはどこに原因があるか私も分かりません。この忙しいのに出たらという感覚であるのか、また、我々の世代みたいに、もうちょっと盛り上げていこうやという、70代の世代が引っ張っていてもついてこないんですよ、残念なんですけどね。どのようにしたらいいのか教えてください。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、畑委員のご質問がある内容、まちづくりということに非常に大きく関わってきます。今、私どもが大変頭を痛めておりますのは、地域コミュニティが崩壊してきている。そして、いろんな団体、昔でしたら社会体育とか社会教育が非常に元気でありました。こういったことがだんだん薄れてきている。そして、いろんな団体がありますが、なかなかいかない。しかし、中には元気な団体もあります。この元気な団体のところにヒントがあるのかなと思います。

昔でしたら産業祭というのは営農組合が主役でありました。今はそれから大きく離れてしまった。これは何だろうかと。とにかくこの辺が元気になることがまちづくりですので、今後もそういう観点から関心を持って、打算的、合理的に進めていくべきではないと私は思っております。

もう一つ、特徴をつかまえながら、その時期に合った対策を講じて、そしてコミュニティを形成していくような形、いわゆる農業コミュニティも大事だと思いますので、そういうコミュニティの大切さがまちづくりの根本になると思いますので、今ご質問いただきましたように、そういう理解を改めて考えていきたいと、このように思います。

○委員長（岡田 勇君）

8 番、畑委員。

○8 番（畑 武志君）

いろいろ問題点もあろうかと思います。これはやはり地域の希薄化、それと人口減が社会現象になっております。私の隣組でもこの間も1人亡くなりました。15人いた組が半分近くになりました。若い者は全部出てます。私の子供も筆頭です。これは

人にやいやい言うことはできません。

でも、そうした中で茶源郷まつりという一つの目的を持っておられますから、今回うちの釜塚区は毎年なんですけど、ほうじ茶で一つ和束町を活気づけようか、ほうじ茶の匂いで匂いづけようかという意味の下で今、準備をしているところなんですけど、何で釜塚だけでやるねんやという言葉が私、非常にこういう性格ですから、胸に引っかかっているんです。そういう思いでひとつ盛り上げていきたいと、このように思います。

終わります。

○委員長（岡田 勇君）

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

それでは、私のほうから再度数点お伺いしたいと思います。

まず、一般会計の説明資料 1 1 0 ページのほうなんですけど、ここに和束町の雇用促進協議会の負担金ということで 8 5 7 万円計上されております。これも先日の一般質問の中で触れさせていただきましたが、今、雇用促進協議会が取り組んでおられる茶源郷エリアを中心とした都市・農村交流を推進し、観光人口拡大等の様々な事業がございますが、こういった事業は雇用促進協議会負担金の中で賄われるものなのかどうかお尋ねします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

和束町雇用促進協議会への負担金の件についてでございます。

現在、予算に計上させていただいております分につきましては、雇用促進協議会につきましましては、厚生労働省からの 1 0 0 % 委託金を受けられ、委託事業名、地域雇用

活性化推進事業といたしまして、セミナーの開催や地域重点分野伴走支援に取り組まれています。

その委託金の交付の時期が1回目が7月頃の予定となっておりますことから、運営に当たりまして、4月から6月までの3か月分は町で立替えをさせていただいているところでございます。その分を予算計上させていただいているところでございます。

委託金につきましては、交付後に全額、町に返納していただいている、そういう予算の内容となっております。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

今のご説明でいきますと、雇用促進協議会の事業は、今の事業は100%厚労省のほうの事業ということで、費用につきましても厚生労働省のほうで見ていただいていると。年間分割して入ってくるので、その立替え分ということでよろしいですね。

ということは、この費用で今されようとしている事業は、その中の費用で賄われるものなのかということをお尋ねしたんですが、それとも新たな事業を今回、雇用促進協議会のほうでいろいろ検討いただいていると思うんですが、それについてはどこの費用で見ておられるのかということをお尋ねしたい。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

すみません、質問の趣旨が取り間違えておりまして、誠に申し訳ございませんでした。

ご質問がございました内容でございますが、いわゆる交流拠点エリアですね、その整備拡充につきましてはの予算というのは雇用促進協議会の中には入っておりません。

また、別途ですね、今現在につきましては予算計上はできていないところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

今いろいろと取り組んでいただいている、先日も一般質問の中で申し上げましたが、そのことについてはその費用とは別のもんだというご答弁だと思います。

ということで、町長は先日の一般質問の中で、この事業についてはぜひ取り組んでいきたいというようなご答弁をいただいたかと思うんです。ここは当初ではのってないですけども、次の機会にぜひここは予算化をしていただけたらなというふうに思いますし、そのことによって活性化につながっていくということでもございますので、そこは検討していただきたいんですが、町長、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

雇用促進協議会、また財団公益法人もあります。そしていろんな組織もありますが、こういったところが連携して事業の活性化に努めていかなきゃならないと、そういうふうに思っております。

事業にもいろいろとそういうつながりがあるかと思います。そういう意味で、今、雇用促進協議会のほうでは、前の一般質問がありましたような内容等についても取り上げてきているわけです。

逆に言うと、和束行政も町として進めていかなきゃならない問題でありますので、ここは連携して一体的に進めていく。これが予算化できてないときがあれば、そのときに必要であれば、補正等とか、またそういうときには予算計上して事業化していく

というのも大事です。

なくても事業は連携して進んでいく。雇用の事業を受けてやっていくというのもあります。だから、和束町の今の雇用促進協議会は厚生労働省の１００％を受けてやっていますが、本来ならそこに固有の町から委託補助業務の事業費もあってもいいんですが、今はたまたま国の１００％でやってますが、その町の事業も入れてもよかったんですが、今のところは雇用促進協議会はここ何年間はそういう形でやってきましたので、そういったことを基本にしながら今後考えていきたいと、このように思っております。

○委員長（岡田 勇君）

２番、高山委員。

○２番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

先日も住民との協働の中で取り組んでいきたいというご答弁でございましたので、そこはぜひ住民の皆様、雇用促進協議会、また関係団体とも協議を進めていただいて、ぜひそこはお願いしたいなというふうに思います。

次に、１０２ページですね。

地域循環型農業推進事業委託料としてございます。これも一般質問で申し上げましたが、食品残渣を活用した和束堆肥の事業というのがこの中で見られるものなのかどうなのか、農村振興課長、お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

今ご質問がございました地域循環型農業推進事業委託料についてでございますが、循環型農業の取組と次世代につなぐ環境づくりを目的といたしまして、家庭から出る

食品循環型等の堆肥化、また完熟堆肥の活用と推進、完熟堆肥技術者の育成と輪づくりの実現、情報発信、観光の体験などにつきまして活性化センターのグリーンファーム部門に委託している事業でございます。この中身で堆肥事業を賄ってもらうものでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ということで、この費用の中でそういった和東堆肥の取組が行われるということでございます。

今ございましたように、家庭から出る食品残渣ということでございました。和東町では給食に係るところもございますから、給食による残渣というのもあるかと思えます。これもぜひそういったところで活用してはどうかというふうに思いますが、そのあたりはいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、給食残渣ということでお話がございました件ですが、これまではそのような取組はされておられませんでした。令和5年度より和東中学校との連携によりまして、生徒と給食残渣の活用について取組を開始されると聞いているところでございます。

また、試験的に行われるということで、今後、食育の一環としても非常に有意義なことというところでございますので、取組を進めていきたいという話も伺っているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

令和5年から和東中学校と取組を進めていただけるということでございます。

先日の一般質問でもございました、以前に堆肥の関係で研修に行かせていただいたときも担当の方からお伺いしたんですが、今の堆肥舎が非常に小さいということで、これからこの事業を進める上では、堆肥舎を拡大していかないと対応できないということもございました。今回、多分この中ではそういったところの予算というのは見られてないだろうというふうに思います。ということで、今後ですね、この事業を進めるに当たって必要な施設というのも検討いただかなければならないというふうに思いますが、そのあたりは町長、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今やってもらっている中では、45軒の家がやっていただけてますが、聞いてますと、その中では100軒ほどはこういう状態でいけるだろうというように聞いております。

これが進んでいくと、今、言われますように、堆肥舎というのを確保していかないと扱いがなかなかできないもんですので、こういった問題というのは非常に大事な事業になってくるのかなと思います。

先ほど中学校の話がありましたが、中学校にこちらから集めにいこうとなってくるいろんな法的な問題がありますので、持ってきてもらうということが大事なことであります。それをどう確保するか。先ほどの給食をどう今のような授業の中に入れていくとか、いろんなことがありますので、そういうことを膨らませながら処理する堆肥舎というのも大事だろうと思いますので、今後十分そういう事業の進捗も見なが

ら対応していきたいというように思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

2 番、高山委員。

○2 番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

そのあたりも今後協議いただいて進めていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次にですね、104 ページなのですが、農業施設管理諸経費の部分です。

これはグリーンティ和東の関係なのですが、あそこのトイレに子供さんのおむつ替え用の台がないということで住民の方からお伺いしてるんです。やはり今、観光に来られる方も徐々に戻りつつありますから、お子さんもお連れになられて来られる方もおられるということで、やはりここはトイレにおむつを交換できるような台の設置が必要ではないかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがですかね。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまございました交流拠点エリアにございますグリーンティ和東につきましては、休日に訪れる方々、またイベントの開催時等につきまして、トイレ休憩の機能の役割を担っているところもございます。施設におけるサービスや利便性は大変大切と認識しているところでございます。様々な方々のニーズを踏まえながら整備を進めていきたいと考えているところでございます。

スペースの関係やおむつ替えの処理のこともございますので、設置に向けて考えていきたいと思えます。

よろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

質疑の途中であります、本日の予算特別委員会はこれぐらいにとどめ、延会したいと思います。

なお、次回の予算特別委員会は、明日 10 日午前 9 時 30 分より本議場で開会いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

午後 3 時 57 分 延会